

南宋初中期吉州の士大夫における家族と地域社会 ——楊万里を中心として——

小林義廣

はじめに

楊万里（一二二七—一二〇六）は、南宋の全盛期である孝

宗と光宗の時代を中心に活躍し、南宋を代表する詩人の一人として歴史上に名前を留めている。吉川幸次郎『宋詩概説』（岩波書店、中国詩人選集二集、一九六二年）は、宋詩の特色を的確に概論した古典的名著であるが、それには「陸游をもつとも大家とするが、范成大、楊万里が、それとならび、范陸、あるいは楊陸と並称される」と記されるように

（一九〇頁）、楊万里は陸游や范成大と並び称される南宋を代表する詩人であり、彼らは一二世紀後半から一三世紀初めの、政治だけでなく宋詩が頂点に達した時期に活躍してい

政治姿勢を堅持し、人生の最期に際してもその姿勢は貫徹された。他方、肉親や姻戚に対しては情愛に満ちた細やかな配慮を常に心掛け、家族の永続に向けての努力も怠りなかつた。要するに、楊万里は詩人としての側面だけでは捉えきれない軌跡を多く残した人物であったといえよう。

小論は、こうした様々な側面をもつ楊万里を、とりわけ彼の家族存続に向けての努力と、それと関わって晩年の多くの時間を過ごした郷里社会との関係に着目して考察を進めてゆく。それは何よりも、近年、私が南宋吉州の士大夫・士人と地域社会の関わりを、当該人物の家族存続戦略を念頭に置いて探求してきたからである。⁽⁵⁾ それ故に、小論も、こうした観点から、南宋吉州出身の代表的士大夫の一人である楊万里を取り上げようと思うのである。

楊万里の家族（親属・姻戚）に関しては、陳義成氏の論文があり、そこでは楊万里の『誠齋集』や胡銓「楊文卿墓誌銘」（胡銓『胡澹菴先生文集』卷一五）を主な史料として、彼の一族が吉水にいつの時代に、祖先の誰が移住してきたか、彼の家族や子孫は誰か、祖先はどこまで辿れるか、どのような族人が存在していたのか、どのような一族と婚姻していたのかといったことを一通り解説している。小論も陳氏と

同様の史料を使用し、この論文に多く触発されているけれども、陳氏の場合は、楊万里やその一族と地域社会との関わりや、家族の生き残り作戦といった小論の中心となる側面については、あまり関心を寄せていないように思われる。小論の記述も決して無駄ではない証左となるうか。

一 楊万里小伝

楊万里は、自己の家族と一族の存続を如何に図ろうとしたのだろうか。そして地域社会に対してもどのような関心を寄せていたのだろうか。こうした問題を検討する前に、加えて楊万里が生きた時代を理解するためにも、彼の生涯を簡単に辿つておく必要があるだろう。

楊万里は、「はじめに」に述べたように、『宋史』卷四三三三「儒林伝（三二）」に立伝されている。その他に、長男の楊長孺の手による「宋故宝謨閣学士通奉大夫廬陵郡開國侯贈光祿大夫誠齋楊公墓誌」（以下、「誠齋墓誌」と略称）と題する伝記が存在する。⁽⁷⁾ また、王德毅『中國歴代名人年譜総目』（台湾・華世出版社、一九七九年）をみると、六種類の年譜が参照できるようである。⁽⁸⁾ その中で、清・鄒樹榮「楊文節公年譜」

は、『宋人年譜叢刊』（四川大学出版社、二〇〇三年）に収められていて、容易に目にすることができる。そして、王德毅氏の『年譜総目』には掲載されていないけれども、現在は重要な年譜が存在する。それは、辛更儒氏の「誠齋先生楊万里年譜」である。この「年譜」は、氏が『誠齋集』に委細を尽くした注釈と校訂を加えて、『楊万里集箋校』という浩瀚な書物を公刊したとき、その附録として、氏自身が作成したものであり、「誠齋集」のみならず、関連する史料を網羅しており、しかも論断の典拠も示している。現時点では、何よりも一番に詳密で依拠すべき「年譜」だといえよう。ただ、辛氏「年譜」は、繫年に多少の問題があり、誤植も少なくはない、加えて楊万里の子供たちの動向にあまり関心を示していないので、そうした点に問題のない鄒樹榮の「年譜」にも充分な利用価値があるといえようか。なお、『楊万里集箋校』の各詩文ごとにについている「箋証」をみると、しばしば清・楊振鱗『楊氏人文紀略』や『湴塘忠節楊氏総譜』が典拠として利用されている。それらは、「箋証」の考証の内容から判断して、楊万里の生涯に関する有用な史料であると思われるのだが、前者の『人文紀略』は『中國叢書綜錄』（上海古籍出版社、一九八三年）に載つておらず、後者の族譜も『中國

家譜総合目録』（中華書局、一九九七年）に掲載されておらず、両書ともに所在が不明で入手が困難である。したがって、それらの記述を使用するときは、『楊万里集箋校』からの孫引きであることを予め断つておきたい。最後に楊万里に関する史料として、同じ吉州吉水県出身の羅大經の『鶴林玉露』を挙げておきたい。彼は、寧宗の慶元の始め頃に（一一九五年頃）誕生し、理宗の淳祐末年頃（一二五二年頃）に亡くなっているが、一〇歳余のときに実際に楊万里と会つており、そのためもあってか『鶴林玉露』⁽⁹⁾には楊万里とその家族の逸話が多く載つていて有用である。

前置きが少し長すぎた。以下、こうした史料を適宜に利用しながら、楊万里の生涯を簡単に辿ることにしよう。楊長孺の『誠齋墓誌』によると、楊万里は建炎元年（一一二七）九月二二日（太陽曆一〇月二十九日）子の時（午後一二時前後）に吉州吉水県に誕生。字は廷秀。同郷の周必大や蘇州出身の范成大は靖康元年（一一二六）生まれで一歳年上、陸游は宣和七年（一一二五）生まれで二歳年上であり、この三人は年齢も近いこともある。後年、親しい交友関係をもつた。同郷の胡銓は徽宗の崇寧元年（一一〇一）生まれなので、楊万里よりも一五歳も年上の先達である。

楊万里の父親は楊芾、生母は毛氏である。楊芾と毛氏の間には、万里の弟が生まれていたらしいのだが、夭折してしまった。名前は不明。また毛氏が亡くなつた後、芾には繼室として羅氏が嫁いでくるが、芾と羅氏の間には成人に達するまで生きた子供はいなかつたようだ。⁽¹⁰⁾ したがつて芾の子供で成年に至つたのは万里だけである。⁽¹¹⁾ 楊芾は紹聖三年（一〇九六）の生まれなので、万里が誕生したときは三二歳であるけれども、その折りの毛氏の年齢は不明。楊芾の両親に対する孝養ぶりは有名だつたらしく、それは『宋史』卷四五六「孝義傳」や胡銓の「楊君文卿墓誌銘」にみられる。両者に字句の多少の出入りはあるが、大筋では次のような逸話である。楊芾は、市場に出掛ける度に、両親のために酒と肉を購入してきていた。紹興五年（一一三五）、飢饉が吉水県一帯を襲つて米価が急騰した。彼は衣服を売り払つて米を買いに隣県まで行つた帰り、盜賊に出会つて、武器で脅されて米を奪われそうになつたが、「七〇歳を越えた両親のために米を買つて背負つてきたのであって、三日も何も食べていない」と必死に泣きついて釈放してもらつたというのである。

話が後先したけれども、紹興三年（一一三三）、楊万里が七歳のとき、生母の毛氏は病死した。この年、楊万里は父親

から学問の手ほどきを受け始めている。胡銓の「楊君文卿墓誌銘」によると、楊芾は郷里で児童を教えて生計を立てていたとあり、それからすると、同じ年頃の子供と一緒に学び始めたのかも知れない。紹興一四年（一一四〇）、一四歳のときには同郷の高守道に師事、一七歳となつた紹興一三年（一一四三）には吉州安福県に行つて王庭珪に教えを請い、紹興一七年（一一四七）二一歳のとき、同じ安福県の劉安世（一一〇〇～一一六七）や劉廷直（一一〇〇～一一六〇）に師事した。⁽¹²⁾ 辛更儒「年譜」によると、この紹興一七年に始めて鄉試を受けて落第している。このとき、後に義理の甥となる羅全略（一一二八～一一七五）も同じく鄉試に失敗している。楊万里は、鄉試を終えて帰郷する途中、病氣で死にかけ、ほとんどの同行者が彼を見捨てたが、羅全略は独り残つて万里を医者に診せ、寝食を忘れて看病してくれた。そのお陰で一五日ばかりで回復したという。⁽¹³⁾ ちなみに、師匠の劉安世は、このときの鄉試に及第し、翌、紹興一八年（一一四八）に進士となつてゐる。楊万里は、その後、紹興二〇年（一一五〇）、二四歳のとき、今度は鄉試に及第したが、翌年の省試に不合格。そのため、紹興二三年（一一五三）、吉州廬陵県出身で高宗時代に中書舍人となつてゐた劉才邵

(一〇八六)一一五八)に師事した。その成果もあってか、この年に鄉試に合格して、翌年の紹興二四年に進士内科に及第した。二八歳になつて、このときの状元は張孝祥、合格者には秦檜の孫の秦壠(けんとう)、范成大、虞允文(孝宗朝の丞相)らの名前がみえ、叔父の楊輔世も及第している。後年、朱熹によつて不法行為を彈劾された唐仲友も、このときの合格者である。¹⁴⁾

科挙合格後、吉州南隣の贛州の、司戸参軍という賦税と倉庫管理を職掌とする地方の下級官吏に任命されたが、「待闕(空きポスト待ち)」のために、実際に赴任したのは紹興二六年(一一五六)、三〇歳のときであり、それまでは郷里で待機していたらしい。この待闕時期中、辛更儒の「年譜」によると、次節で取り上げる同郷の羅氏と婚姻していた。楊万里が一九歳頃の話である。贛州司戸参軍に在任していた二年ほどの中に、父親の楊芾と一緒に、張九成(一一九二)、一一五九)や胡銓と会っている。長男の楊長孺(幼名は寿豈)は、この贛州在任中に生まれたらしい。¹⁵⁾紹興二八年(一一五八)に贛州司戸参軍の任期が終わつて帰郷し、吉水の南溪に住居を構えることになった。この場所が生涯の住まいとなる。

紹興二九年(一一四九)、三三歳のとき、知県の次官である県丞として、永州零陵県(湖南省零陵県)に赴任した。この年、次男の次公(幼名は寿俊)が誕生。丁度、この時期、対金主戦論者の張浚(一〇九七~一一六七)が、対金和平派の秦檜に疎まれて永州に蟄居させていた。¹⁶⁾この主戦派の有名人は、六〇代半ばに達していたが、楊万里は辞を低くして面会を求め、何度も見えた。そこで折り、生涯に亘る教えを請うたところ、「誠心誠意」の必要性を教授され、それに感激した楊万里は書齋に「誠齋」の二字を掲げ、以後、「誠齋」と号するようになるとともに、張浚を生涯に亘つて尊敬し続けた。この時期、胡銓とともに面識を得て、後年、「門人」として胡銓の行状を書いている。¹⁷⁾

孝宗の隆興元年(一一六三)、三七歳のとき、零陵丞の任期を終えて帰郷し、その際、一家(十二名だったらしい)の糧食を得るために多少の土地を購入した。翌、隆興二年(一一六四)八月四日、父親の楊芾が、六九歳の生涯を閉じている。¹⁸⁾その後、乾道六年(一一七〇)の初夏に隆興府奉新県(江西省奉新県)の知事として赴任するまで、郷里で服喪を中心とする生活をしていた。この期間中に、乾道二年に潭州(湖南省長沙市)の張栻([一一三三~一一八〇]張浚の

子供、南宋を代表する思想家の張南軒）を訪ねている。その際、彼の時事論である「千慮策」を携え、それを見た張栻は、政府高官の陳俊卿（一一三〇—一八六）にそれを献上するようになると激励した。そこで、翌、乾道三年（一一六七）春、臨安に出掛けて、それを陳俊卿や虞允文といった政府高官に上呈して激賞を受け、それは楊万里が中央で活躍する契機となつた。

乾道六年（一一七〇）初夏、四四歳のとき、隆興府奉新県の知事となり、収税に成果を挙げた。だが、その在任期間は短く、「千慮策」で政府高官の目にとまつっていた楊万里は、陳俊卿と虞允文という二人の宰相の推薦を受けて、同年十一月、国子博士（従八品）として中央に召し出された。翌年七月には太常博士（正八品）に昇進し、乾道八年（一一七二）には省試の考試官となつている。淳熙元年（一一七四）正月、四八歳のとき、繼母の老年を理由に、漳州（福建省漳州市）の知事として中央を離れたが、實際は待闕のために郷里に居住した。この年、長男の楊長孺が鄉試を通過している（翌年の省試には不合格、以後、科舉に合格することはなかった）。淳熙四年（一一七七）四月、淳熙二年夏に漳州から任地替えとなつた常州（江蘇省常州市）の知事として赴任

し、淳熙六年（一一七九）正月まで務めた。淳熙六年秋、三男の楊寿佺が病死している。彼は幼名のままで死去している。⁽¹⁹⁾また、同年、楊万里は廣東提挙に任命され、翌、淳熙七年（一一八〇）正月に楊長孺・楊次公を連れて赴任する。淳熙八年（一一八〇）二月、五五歳とのとき、廣東提点刑獄を兼務。当時、福建を荒らし回つていた沈師の集団の鎮圧に自ら出向いて実績を挙げたが、その鎮圧から間もない淳熙九年（一一八二）五月、繼母の羅氏が死去した。享年、八二⁽²⁰⁾。繼母の死去と入れ替わるようにして、淳熙一〇年（一一八三）、五七歳のとき、末子の楊幼輿（幼名は寿昌）が誕生。

淳熙十一年（一一八四）に喪が明けると、十一月に吏部員外郎（正七品）として中央に出仕し、翌年五月に吏部郎中（従六品）となつた。丁度、この頃、福建漳州を中心とした大地震が起きた。楊万里は、この自然災害を契機とした孝宗の「時政闕失」の指摘を求める詔勅に応じて、十項目に亘る政治上の問題点を上奏している。八月には東宮侍讀を兼務して、後の光宗（趙惇）の傅育の一端を担うことになつた。光宗からは、正式に皇太子となつた淳熙一三年（一一八六）に

「誠齋」と題する直筆の扁額を貰っている。また、淳熙一二年、宰相の王淮の求めに応じて、朱熹や『通鑑紀事本末』で有名な袁枢（一一三一～一二〇五）ら六〇人を有用な人材として推薦している。これが「淳熙薦士錄」である。

淳熙一四年（一一八七）一〇月、高宗が亡くなつた。翌年三月に陵墓（永思陵）が完成すると、高宗廟に対する功臣の配享が取りざたされた。その選定作業の先導に立つた翰林学士洪邁の提案は、孝宗の意向とも合致して、呂頤浩・趙鼎・韓世忠・張俊らの從祀が決定された。それに対して、楊万里は、予てから尊敬する張浚の配享を強く主張して入れられず、孝宗からは「浮薄」と批判され、四月に筠州（江西省高安県）知事に任命されて中央を離れた。六二歳になつていた。淳熙一六年（一一八九）二月、孝宗は光宗に譲位。光宗の即位に伴い、楊万里は、かつて侍讀であつた関係で筠州知事に在任まま、同年六月、朝議大夫（正六品）に昇進した。

同年十一月、接伴金國賀正旦使（正月を祝う金からの使節の接待係）に任命された。

翌、紹熙元年（一一九〇）正月、長男の楊長孺は、かつて楊万里も在任した永州零陵県（湖南省零陵県）に主簿として赴任していく。そして、八月、楊万里が編集に携わった

『孝宗日錄』が完成した。慣例からして彼がその序文を書くはずであつたが、別の人委任され、そのために楊万里は自分で「失職（職務を怠つた）」という理由で外任を求めて、十一月、江東轉運副使として転出した。その後、楊万里は中央に再び戻ることはなく、紹熙三年（一一九二）八月以後は祠禄官を求めて実職に就こうとはせず、寧宗の慶元二年（一一九六）六月には致仕を願い出る上奏をした。何度もかの致仕の請求を経て、七二歳になつた慶元四年（一一九八）三月十七日に、ようやく致仕が叶つた。

郷里での生活は、既に贛州知事への赴任を辞退し、祠禄官を求めた紹熙三年（一一九二）八月中旬頃から開始され、慶元元年（一一九五）正月に致仕した同郷の周必大との交流も深まつていつた。慶元五年（一一九九）、七三歳のときには、一七年の歳月を費やした『易伝』二〇巻を完成させ、翌、慶元六年（一二〇〇）には、末子の楊幼興も官職に就いている。穏やかな晩年が続くはずであつた。

しかし、南宋朝を取り巻く状況が楊万里に悲劇的な最期を迎えた。光宗から寧宗に代替わりするときに、外戚として「定策之功」に与つた韓侂胄は、やがて政敵の趙汝愚を追い落とした。それと関連して、趙汝愚と一緒に托生だとして朱

熹ら道学派を排斥する「慶元の党禁」が慶元二年（一一九六）に発動され、更には自分の政権基盤を固めるために、金に対する戦争を始めたのである。この対金戦争は、開禧二年（一一〇六）五月七日に金国を討伐する旨の詔が出されて開始されたので、一般的には「開禧用兵」と呼ばれている。⁽²³⁾

そもそも、「開禧用兵」に先立つ数年前の嘉泰元年（一一〇一）、韓侂胄は臨安の郊外に「南園」という庭園を造成したとき、文人として名高い楊万里に対し、官職を餌に「南園記」を書きよろしく求めたが、「官は棄つべくも、記は作るべからず」と述べて、それを拒否していた。「南園記」は、結局、陸游によつて書き上げられ、陸游は、それによつて晚節を汚したと、同時代と後世の士大夫たちから批判された。⁽²⁴⁾

「開禧用兵」から楊万里の死に至る状況は、辛更儒「年譜」も引用する『宋史』の本伝や、楊長孺が楊万里の謚号を求めた文章（『誠齋集』卷一二三「謚文節公議」）によつて知られる。楊万里は、韓侂胄が専権を強めるにつれて、それに不満を募らせて、「憂憤」から病気がちとなつた。それだけに、家族は、兵端が開かれても、楊万里の健康や彼の「憂国愛君」の情を考えて、敢えて何も知らせないようにしてはいた。

この頃、消化器の病気である「臓毒之疾」や、糖尿病、排尿

困難な「淋疾」を発症して健康が悪化して⁽²⁵⁾いた。しかし、偶然、族人の楊元元という人物が吉州廬陵から吉水に帰郷して万里を訪問したときに「開禧用兵」のことを語つてしまつた。それを聞いた楊万里は、声を失うほど慟哭したかと思うと、食事を絶ち、その晩は眠ることをせず、八四字の文字を書き上げた。そこには、韓侂胄が寧宗をないがしろにしただけではなく、民衆にも国家にも甚大な災害をもたらし、それに対して憤激に堪えないという内容が記されていた。それを書き終えて封緘すると、楊万里は筆を放り投げて、机に寄りかかりながら亡くなつた。五月八日（太陽暦、六月一五日）午時頃（一二時頃）のことであつたといふ。享年、八〇。この年、十一月七日、本人の意志に基づいて、自宅から八〇〇歩という近い場所に埋葬された。死後、七年が経過した嘉定六年（一二一四）二二月、楊万里は「文節」という謚号を授けられた。

二 楊万里の一族・姻族と生活信条

楊万里の祖先は、どこまで遡行できるのであろうか、そして一族はいつ頃から吉州吉水県に住み着くようになったのだ

らうか。楊万里は、楊存（楊万里は楊存の曾孫に当たる）の「墓表」で一族の系譜を語っている。⁽²⁶⁾ まず、それに依拠して系譜を辿つてみよう。楊氏が春秋時代の晋の武公に出て、その分支の羊舌氏の中から楊に封ぜられた支派が楊氏となつたという記述は、『新唐書』卷七一下の「宰相世系表」などにある叙述そのものである。つまり、この記述は、多くの姓氏がその起源を春秋戦国時代まで遡らせる常套文句であつて、それほど信用するに足るとはいえないだろう。また、楊喜が前漢初に赤泉侯に封ぜられたり、その子孫に後漢の安帝時代に活躍した楊震の名前が出てくることや、唐代の穆宗・敬宗・文宗時期に活躍した楊虞卿を祖先に入れることも、同じく『新唐書』の「宰相世系表」などに見える記述と重複し、その引き写しかも知れない。

とはいって、この「墓表」には、『新唐書』「宰相世系表」などには無い記述を含んでいる。すなわち、楊虞卿の孫の楊承休が天祐元年（九〇四）に吳越に使節として派遣された際、楊行密の独立の動きで帰京出来なくなつて江南に住み着き、その六世孫の楊輅（うろつ）が南唐に仕えて、廬陵つまり吉州に徙居したという記事である。こうした記述は、この「墓表」に独特のものであり、それを信用するとすれば、吉州の楊氏一族

は、唐末・五代に当地に住み着いたと考えられよう。そして、宋代江西出身の新興官僚層の多くが、この唐末・五代時期に江西に移住した人物あるいは一族に由来するという指摘があることからすると⁽²⁷⁾、楊氏一族も、そうした事例の一つなのではなかろうか。

それでは、吉州の楊氏一族は、宋代のいつ頃から人材を輩出したのだろうか。楊万里は、乾道五年（一一六九）八月六日という時期を明記した族人の楊杞（き）の文集に対する序文の冒頭に、「吾が一族は國初から現在に至るまで、科舉合格者を十一人出している」と語っている。楊杞は、政和二年（一一一二）の進士である。楊杞以外に、この序文に名前が登場する人物で、科舉合格が明確なのは三人であつて、楊杞の兄の楊邦乂が政和五年（一一一五）、楊存が元豐八年（一一〇八五）、楊丕が大中祥符八年（一一〇一五）の、それぞれの進士である。また、『誠齋集』卷一一四「詩話」に、楊氏一族出身者は詩に巧みだったと語つており、その実例を四名挙げているが、上記以外には楊杞の兄弟の楊朴、楊輔世の名前が登場する。楊朴は徽宗朝に何度か鄉試及第しながら、結局は進士になれず、楊輔世は前述のように、楊万里と同じく紹興二十四（一一五四）に科舉合格している。⁽²⁸⁾ そして、慶元六年

年（一一〇〇）五月の日付がある文章には、一族の「叔侄（叔父と侄）」同士の同時合格者として楊輔世と楊万里、〔従兄弟（いどい）〕同士の同時合格者として楊邦父の孫の楊炎正と楊夢信の名前が挙がっている。⁽³⁾ この四名はいずれも南宋に入つてからの合格者である。このようにみてくると、事例は充分とはいえないけれども、楊丕が真宗の大中祥符年間に科挙及第したことを別にすれば、楊存が神宗の元豐八年に科挙及第したことを初めとして、吉州の楊氏一族は北宋晚期から南宋初にかけて科挙及第者を輩出しており、この一族は北宋晚期以降に士大夫階層として台頭してきたと言えそうである。このことは『万曆吉安府志』卷五「選挙表」に載る楊氏一族の科挙合格者からも傍証できるようになる。無論、この表に載る楊を姓とする科挙合格者の全てを楊万里と同族とはいえないかも知れないが、一応の目安にはなるだろう。この表には宋代を通じて二三人の楊を姓とする人物を載せている。北宋が一〇名で、南宋が一三名であり、北宋の合格者のうち、元豐二年（一一〇八五）以降の合格者が八名を占めている。こうした楊氏一族の傾向は、南宋期に吉州から輩出する、胡銓・周必大らの有名人の一族と同じだといえよう。

次に、楊氏一族は、吉水県につ頃から居住しているのだ

ろうか。かなり後世の記述になるが、明代、吉水県出身で永樂帝の時代に翰林学士になった解縉（一三六九～一四一五）は、吉安府（吉州は元の元貞初め「一二九五」以降は吉安と改称）泰和県の楊氏一族の族譜の序文に、「吉水の楊莊と湴塘には楊輅の長男の楊銳と次男の楊鋌^(せん)以来、この地に移住した」と記している。⁽³³⁾ 楊鋌は、前掲の胡銓「楊君文卿墓誌銘」に、楊帝の八世祖とあるので、楊万里の直接の先祖に当たる人物である。とすれば、五代の南唐時期に、楊氏一族は吉水県に移り住んでいたということになる。解縉の記述を更に続けると、明初に至るまでの科挙合格者は、楊莊からは楊丕や楊邦父ら九名が、湴塘からは楊存・楊杞・楊輔世・楊万里の四名がいたという。この楊莊と湴塘は、いずれも宋代以来、吉水県同水郷に所属していたと思われる。それは、『光緒吉水縣志』卷三「地理志」に、楊莊と湴塘は同じ第五十六都に近接して載つてあるからである。なお、同水郷は、『光緒吉水縣志』の「吉水縣疆域形勢図」をみると、江西を南北に貫く大河の贛江が吉水県に入つて直ぐの西岸に位置し、五十六都には「楊家庄鋪」の文字がみえる。同じ吉水県出身ながら、解縉よりも一世紀半ほど後に生まれた羅洪先（一五〇四～一五六四）によると、吉水県出身の楊氏であつても、楊莊

と湴塘出身者でないと、楊氏として幅を利かせられなかつた
といふ。⁽³⁴⁾ 近年、常建華氏の明代吉安府の宗族に関する論文で
も、湴塘の楊氏一族を明代の当地の大姓として取り上げてい
る。⁽³⁵⁾ 要するに、これらの記述から、少なくとも宋代以降、吉
水県の楊氏は楊莊と湴塘の二つの支派があつたことを確認
しておきたい。

時代が下りすぎた。話を宋代に戻そう。解縉が楊万里の居
住地として記す湴塘は、楊長孺の手になる楊万里の墓誌の冒
頭にも、「先君諱は万里、字は廷秀、姓は楊氏、吉州吉水県
同水郷新嘉里の人なり。湴塘に居る」とあつて確認できる。⁽³⁶⁾
一方、楊万里自身は、「私は南渓に誕生し、南山で育ち、成
人後は安福で学んだ」と述べている。⁽³⁷⁾ そうすると、この誕生
して、後に住居を構えた南渓や幼少年期を過ごした南山
と、湴塘とはどのような関係にあるのだろうか。まず、南渓
は吉水県城から西北に五〇里（約二七・六キロメートル）
行つた、湴塘沿いにある場所であつて、贛江に注ぐ支流の南
渓に因んで名付けられており、吉州の治所の廬陵県城からだ
と六〇里から七〇里（約三三キロメートルから三八・七キロ
メートル）離れている。⁽³⁸⁾ そして、南山も湴塘にある場所のよ
うである。⁽³⁹⁾ つまり、南山も南渓も、いずれも湴塘と呼ばれる

場所に含まれる地名だと思われる。南渓は、楊万里自身の記
述によると、「城邑」や定期市の「墟市」からは遠く、長閑
な田園風景が広がる場所であったようである。⁽⁴⁰⁾

南渓には、少なくとも祖父の楊格非の時代から住んでいた
らしい。前掲、胡銓「楊文卿墓誌銘」は楊萬里の父楊芾の墓
誌銘だが、それには「父諱は格非、字は元忠、（中略）則ち
吉水の南渓に隠ると云う」とあるからである。また、この墓
誌銘によつて、楊萬里の四代前の高祖は楊堪(たん)（字は不明）、
曾祖父は楊開（字は先之）、祖父は楊格非（字は元忠）、父親
が楊芾(ちやう)（字は文卿）であり、楊堪から楊芾までは、誰も出仕
していないことが判明する。とはいゝ、楊萬里が、「儒学の
學問は、實に祖父から始つており、經学に明るく行動を慎
み、學問を教授していたが、世に知られずに生涯を終えた」
と語つてゐることからすると、祖父の楊格非の世代から學問
を生業とするようになつたらしい。その子供の楊芾、つまり
楊萬里の父親も、胡銓「楊君文卿墓誌銘」によると、「易」
の學問に精通し、三舍法が行わっていた北宋末に、三舍法を
通じて官僚になろうとして失敗し、専ら教學によつて生計を
立てて、子供の教育に一生懸命だったという（「家無田、授
徒以養、暇則教子」）。

とはいゝ、前述のように、楊万里は南渓で誕生して幼少期を過ごしたと考えられるものの、時期は不明であるが、そこを離れて暫く一家を挙げて湴塘内の南山に移住していくたらしい。その後、紹興二四（一一五四）に科挙合格すると、自ら南渓を訪れている。しかし、南渓を離れて何年か経つて、いたので、出会った親属も近所の住民にも見知らぬ人がいて、かつて居住していた場所にも雑草が生えて荒れ果てしまつて、いた。幼少期に、釣り遊びをしたところも分からなくなつて、氣落ちしそうになつた。そのとき、楊万里の字（廷秀）を呼びかける声が聞こえ、「自分とこの竹林と一緒に老年を迎えてくれるならば、これ以上の楽しみはない」と語りかけられたために、ここに帰郷する決意を固めたという。その人物こそ叔父の楊輔世であつた。実際に家を建てたのは、それから四年後に贛州司戸参軍の任期を終えた紹興二八年（一一五八）になつてからで、楊輔世の近所に住まいを定めた。南渓では近所の楊輔世と行き来するだけでなく、親属も多く住んでおり、一族の子弟と交流を重ねた。⁽⁴³⁾

大方の姻戚も、互いに行き来できる範囲に住んでいたようである。とりわけ、何代にも亘つて婚姻を重ねてきた羅氏一族がその第一に挙げられる。まず、楊万里の夫人は、吉水県

の南隣の廬陵県出身であり、羅縛（綏）という士人の娘である。羅縛は廬陵県の印岡（印山）に住んでいて、そのため印山先生と呼ばれていたのだが、楊万里は羅縛の墨跡を求めて印山を何度も行き来したと語つている。⁽⁴⁴⁾また、両家の子弟同士の婚約取り決めに対する楊万里の返辞にも、「両家の間は五里の距離しかなく、犬や鶏の鳴き声が聞こえるほどである」とあって、その居住距離の極めて近いことが強調されている。両家は、普段から頻繁に往来できる距離に住んでいたといえよう。この両族の婚姻関係は、目に付く主なものだけでも、数例は直ぐに挙げられる。たとえば、楊万里の曾祖父の希開、祖父の格非、父の芾の妻は羅氏（芾の場合は後妻）、楊万里の四男の幼輿の妻も羅氏である。長男楊長孺の子の楊泰伯は、羅縛の玄孫女を妻に迎えている。楊万里と親交の深い、叔父楊輔世の子の楊奎は羅縛の曾孫孫と婚姻している。⁽⁴⁵⁾さらに、羅縛の娘婿となつて、その結果、楊万里とも姻戚となつた毛惠直も吉水の人であり、彼は確証はないけれども、楊万里の生母の毛氏とも繋がるかも知れない。

羅氏一族ほど近い住まいではなくとも、楊氏一族は吉水や廬陵といった同じ吉州内の姓氏と婚姻関係を結んでいた。例を挙げよう。吉水県の蕭氏一族は、吉州を代表する大族の一

つであり、楊万里はその一族と代々に姻戚関係にあつたと述べている。⁽⁴⁸⁾ 楊万里の侄の二人の娘が、かつて師事した王庭珪の二人の孫と婚約しているが、王庭珪は吉州安福県の人である。楊万里の長女（季繁）の夫の劉介、三女（季藻）の夫の劉億は二人とも、安福の劉承弼の息子であるが、それは楊万里と劉承弼とが共に劉安世の下で勉学して以来の友人だった縁によるのだろう。⁽⁴⁹⁾ 二女（季蘊）の夫の王徽と、五女（季菽）の夫の王潛は出身地が不明。四女（季蘋）の夫の陳経は、『誠齋集』に度々登場し、楊万里の個人的用事を済ましたり、楊万里が肘の痛みで筆が執れないときに代筆したりして、娘婿の中では一番に身近な存在であり、その出身は吉州の北隣の臨江軍新淦県であり、紹熙元年（一一九〇）の進士である。⁽⁵⁰⁾ とまれ、楊万里を初めてとして湴塘の楊氏一族は、吉水を中心とした近隣の州県出身者と婚姻関係を結んでいる。その中で、楊萬里の長男の長孺が温州永嘉県出身の吳氏と結婚しているのは例外に属するが、それは楊萬里が以前に吳氏の父親の吳公叔と同僚であつたことや、楊萬里の筠州知事時代に、吳氏の兄の吳璪が下僚として仕え、その仕事ぶりを楊万里が評価していた縁に依拠している。⁽⁵¹⁾

これほどに、一族や姻戚が近隣に居住していれば、楊氏一

族に宗族としての活動があつても当然と思われるが、管見の限り、それを直接的に窺わせる記述は見られない。しかし、『誠齋集』には、先祖の贈官を祖靈に報告したり、生母（毛氏）の靈を慰めたりといった「焚黃文」が七点載っている。⁽⁵²⁾ そこからは、祖先を室内に祭る「龕」あるいは、住居とは独立した「祠堂」の存在を当然に推測させるのだが、常建華氏が元・掲傒斯の文章などを引きながら、湴塘の楊氏一族は元代になつて楊萬里の自宅を基に祠堂を建てたと指摘していることからすると、単なる「龕」に過ぎないと推測される。それでも、「龕」の祖先祭祀を中心とする一族の結束は、ある程度は想定できるであろう。

それでは、本節の最後に楊氏一族の生活態度あるいは生活信条といったものを検討してみたい。その前に、楊芾以下の子孫を確認しておこう。楊芾の子供は、二人いたらしいのだが、「小伝」で触れたように、成人したのは楊萬里のみである。楊萬里には、「楊文卿墓誌銘」や「誠齋墓誌」によると、息子は長孺（幼名は寿豈）・次公（幼名は寿俊）・寿昌・幼輿の四人、娘は季繁・季蘊・季藻・季蘋・季菽の五人である。その中、三男の寿昌は夭折している。子供たちは、現存する記録による限り、誰も科挙に合格していないにもかかわら

ず、いざれも出仕しているが、それは楊万里の恩蔭によるものであろう。なお、辛更儒氏は、羅大経『鶴林玉露』丙編卷四「誠齋夫人」に「[羅氏は] 四子三女を産んでいる」とある点を根拠として、楊万里の子供たちの中、娘二人の母親は姓氏不詳の「妾」であったと断定している。⁽⁵⁵⁾ 楊万里の孫や曾孫については、系図には掲げたが（〔附図〕 〈楊万里家系・羅紳家系〉）、ここではとくに取り上げない。⁽⁵⁶⁾

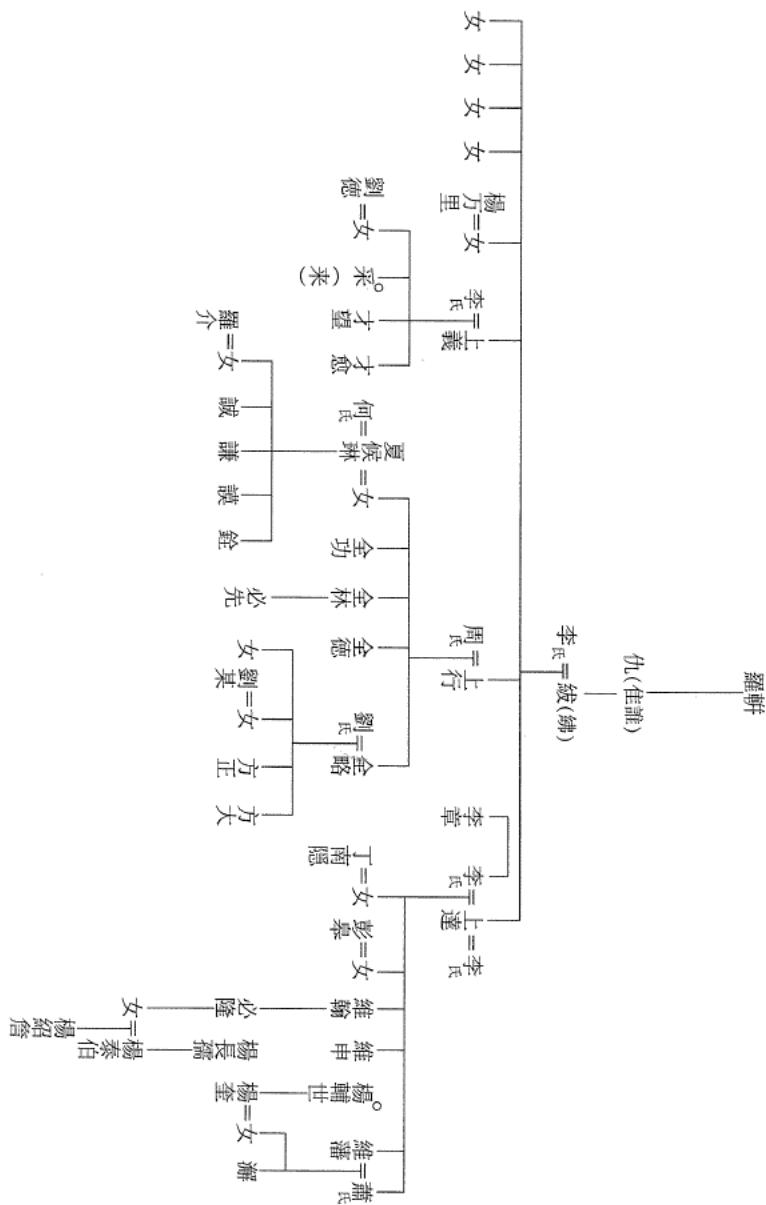
前述したように、楊万里に直接に繋がる楊氏一族は、祖父の楊格非の世代から学問を生活の手段としてきた。しかし、それは当然、父親の楊芾に典型的に見られるような貧しく約しい暮らしであったと思われる。胡銓「楊君文卿墓誌銘」によると、教師生活で獲得される「束修」の二万錢ばかりで、飢えと寒さを凌ぎながら書物を買いたい求めていたというのである。⁽⁵⁷⁾

こうした貧乏暮らしは、恐らく祖父の世代からの学問を生業としたことに起因するだろうが、その暮らしぶりは一方で慎ましやかな生活態度を信条とする家風を育んだと思われる。楊万里が贛州司戸参軍や永州零陵県丞に任命されて、前任者の離任まで郷里で待闕していたとき、楊芾に顔を会わせれば、いつも「僂約さえ心掛けねば、官吏となつても賄賂を

業としたことに起因するだろうが、その暮らしぶりは一方で慎ましやかな生活態度を信条とする家風を育んだと思われる。楊万里が贛州司戸参軍や永州零陵県丞に任命されて、前任者の離任まで郷里で待闕していたとき、楊芾に顔を会わせれば、いつも「僂約さえ心掛けねば、官吏となつても賄賂を

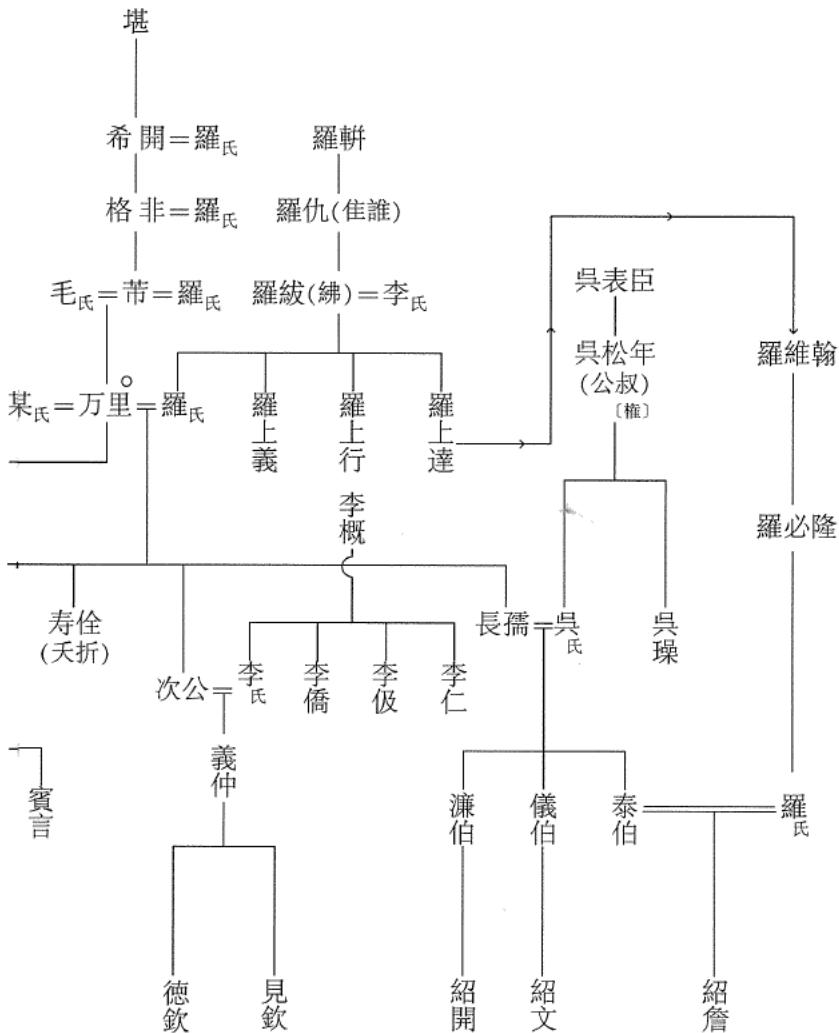
受けないですむ」と説諭されていたといふ。⁽⁵⁸⁾ その教えもあってか、後年、楊万里は、都に滞在して中央政界で活躍しても、いつでも郷里に帰還できるようにと、必需品は一箱に纏め、家族に対しては余計な買い物をして荷物とならないようになると戒めていた。夫人の羅氏も慎ましやかな生活を心掛け、普段は首飾りも、金製ではなく銀製を身に着け、衣服も絹製でも粗末な紬絹であった。夫人は、長男の楊長孺が湖州の知事であったときには八〇歳を越えていたにもかかわらず、官舎の庭に綺（麻の一種）を植えて、それを自分で紡いで衣服に仕立てていた。子育てに際しても、自分の産んだ四男三女は自分の母乳で育て、乳母を雇うことしなかつた。それは、「他人の子供を飢えさせて自分の子供に乳を飲ませるなんて、一体全體、どのよくな考えをしているのよ」と、乳母を雇うことに対する批判的な気持ちの表れからであつた。⁽⁵⁹⁾

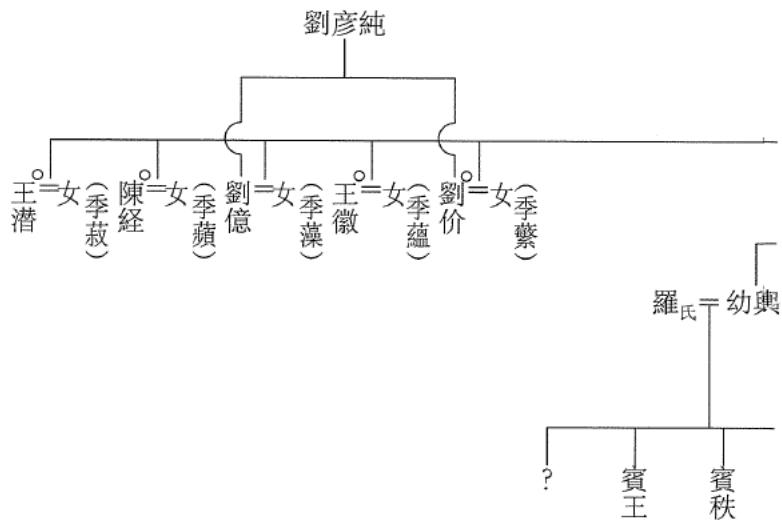
楊万里夫婦の生活信条は、子供教育にも生かされたらしい。長男の楊長孺が慶元六年（一一〇〇）に隆興府南昌県の知事に任命されたとき、赴任に先立つて、楊万里は息子に対して、官吏としては、「廉」「恕」「公」「明」「勤」の五つが大事だが、とくに「廉」と「恕」に気をつけるようにと諭し



〔羅紋家系〕○は科挙合格者

〔楊万里家系〕 ○は科挙合格者





ている。⁽²⁾楊長孺が「清廉」な態度を遵守していたことは、
『宋史翼』卷二二の本伝や羅大經『鶴林玉露』にも記されて
いる。ことに「鶴林玉露」には、楊長孺の廉潔な態度は母親
の薰陶によるものだという指摘がなされている。⁽³⁾

楊万里の生活信条は、晩年に書かれたと思われる「家訓」
にも色濃く反映されている。⁽⁴⁾まず、楊万里は次のように語
る。「少しばかりの土地でも、それを打ち捨てたままでして、
荒れ果てさせてはいけない。怠け癖は家を滅ぼす元であり、
勤労こそ身を立ててゆく基本である。そもそも目も眩むよう
な財力は、天命によるものであって、人の力ではどうしよう
も出来ないが、そこそこの豊かさは勤勉から生み出される
(寸田尺地、母使抛荒。疏墮乃敗家之源、勤勞是立身之本。
大富由命、小富由勤)」と。ここには、自分たちの努力で達
成出来るほどほどの財力を目指すべきであって、そのためには
勤労を第一に置くべきだという考え方が最善のものとして提示
されている。その前提に立つて、「家訓」は、男も女も朝早
くから夜遅くまで働き、家族を養うとともに、納税の大切さ
を説いている。そして怠惰な生活をすれば、たちまち衣食に
も事欠き、土地を手放してしまっために至ると警告する。こ
う述べてきて、最後に、沢山の土地を持つても、働きも

せずに遊び暮らしては、その土地を維持できない(「万頃良
田、坐食亦難保守」)、そもそも月日の流れは実に速く、一生
懸命に前を向いて努力してこそ、飢えや寒さが後方に斥くの
だから、この教えを心せよと結ぶ(「光陰迅速、一年又過一
年。早宜竭力向前、庶免饑寒在後。吾今訓汝莫效、因示後
生、各宣体悉」)。

「家訓」に示される、勤勉に農事に勤しんだり、機織りに
努めよう勧める生活信条は、士大夫というよりも、小農民
の生活態度であるようにみえるが、そうした堅実な意識こそ
が、前述の都にいても中央政界での活躍に恋々としない姿勢
に繋がったのではなかろうか。無論、そこには士大夫である
からには、学問の大切さも充分に考慮に入れていての話であ
る。楊万里は次のように議論を開く。世の中の君子と呼ば
れる人は、名門の地位を失うと財産を頼りにし、財産も無
くしてしまうと、田畠といった土地を頼りにし、その田畠も
失ってしまうと、最後に書物だけが残つてしまつ。しかし、
家族は榮えたり衰えたり、田畠や財産も出入りしてしまつけ
れども、書物は追い出そうとしても去らないものだと述べ
て、書物の大しさ、延いては学問の大切さを説いている。⁽⁵⁾そ
もそも、農業をしながら、経典を学ぶことは互いに妨げにな

らないのであり、それは身体的な動きである掃除などから学問の道に入つてゆくことにも表れているといふ。⁽⁶⁵⁾ 楊芾も貧しい生活に堪えながら、書物を購入し続け、十年をかけて数千巻になり、子供に対しては、「ここに聖賢の気持ちが全て備わつてゐるのだから、お前は心して勉めよ」と言い聞かせていた。

三 楊万里と地方政治・交友関係

(一) 楊万里と地方政治

楊万里は、生涯に亘つて剛直で一途な政治姿勢を貫いた。他方、それは偏狭と見なされる性向でもあり、そのことは、「小伝」でも触れた紹熙元年（一一九〇）の江東转运副使への転出をめぐる問題に端的に示されているように思われる。「小伝」と記述が少し重複するが、改めて確認しておこう。この年八月、『孝宗日録』が完成したが、楊万里は、その編纂に秘書監兼実録院檢討官として参加していた。慣例からすると、当然に彼がその序文を書くはずであつたにもかかわらず、別な人間に委任されてしまった。面目を失つた楊万里は、外任を申し出て許可された。その際、中書舍人の倪思

（一一七四～一二二〇）は、楊万里に対する外任を思いとどまるよう説得する書簡を出す一方、前年に即位したばかりの光宗に対して、楊万里を中央に止める必要性を訴える上奏を行つてゐる。その上奏文中で、楊万里は学問と文芸の才能のみならず、彼の剛毅で妥協しない点は極めて得難く、その議論は必ずしも中庸を得てゐるとは言えないが、国家にとっては充分に裨益するという趣旨の主張を展開している。倪思は、楊万里が偏狭であるものの、剛直な点を、むしろ買つてゐるのである。しかし、楊万里の外任の意志は固く、結局は倪思の思うようにはならなかつたが、このことをめぐる一連の遣り取りは楊萬里的面目躍如といった感を看取できる。⁽⁶⁶⁾ また、『宋史』本伝は、楊万里の性格を「人と為り剛にして褊」と簡潔に表現している。剛毅だが、偏狭な一面もあるというのである。しかし、『宋史』の記事は、その後に、孝宗は楊万里の才能を愛して抜擢を考えようとしていて、周必大にその可否を尋ねたところ、周必大は否定的であつたため登用が沙汰止みになつたと続いている。どちらかといふと、穩健な政治姿勢を信条とする周必大からすると、同郷の好みではあつても、楊万里の偏狭な性格は政治の舵取りには向かないと考えたのかも知れない。

楊万里の政治的見解は、『誠齋集』に所収する「千慮策」「上書」「輪対札子」「上奏文」などと題する文章に盛られている。とりわけ、「輪対」は南宋になつて普通の官僚が皇帝に直接に政治的意見を披露できる機会として重要な位置になつてしまだけに、⁽⁷⁰⁾ 孝宗との「輪対」の記録（卷六九）は注視すべき内容を含んでいる。また、『宋史』の本伝には、淳熙一二年（一一八五）五月に福建漳州を中心に発生した大地震を契機として、「時政闕失」の指摘を求める詔勅に呼応した意見書の大部が載っている（全文は『誠齋集』卷六二）。そして、乾道元年（一一六五）と乾道二年（一一六六）にかけて、父親の服喪中に時事論として書き上げた「千慮策」は、政治全体に対する楊万里の注目すべき主張が展開されている（卷八七・八九）。

これらの文章は、言うまでもなく、楊萬里の政治的見解を知る上で、極めて大事な内容を含んでいる。とりわけ、乾道二年（一一六六）秋に完成した「千慮策」十二篇は（『誠齋集』卷八七・八九）は、君主の在り方・国家の現状・宰相論・將帥論・人材論・民政論など、楊萬里の経験を窺う貴重な議論を開いているけれども、小論は楊萬里の政治論を全面的に検討することを目的としていないし、それを検討する

だけの紙幅もない。ここでは、単に、それらの「千慮策」を始めとした文章は、それぞれの時点に応じて、金に対する外交策・防御策から皇帝の政治姿勢や優先すべき国内政治の問題点に至るまで多岐に亘つて論じているということだけを確認しておこう。

小論が注目したいのは、楊萬里は様ざまな文章を通じて中央政治だけではなく、むしろ地方政治にも関心を寄せていたという点である。少し実例を挙げながらみてみよう。乾道八年（一一七二）六月頃に孝宗との「輪対」に際して、次のような意見を述べている。⁽⁷¹⁾ 君主の恩澤が民衆まで及ばないのは、「監司」（路の監察を担う転運使・提点刑獄使・提舉常平使・安撫使）や「守令」（知州や知県）が自然災害の訴えを取り上げなかつたり、甚だしい場合、自然災害があつても民衆からの収奪を止めないからであり、それを防ぐためにも台諫などを使って「監司」と「守令」の動向を監視せよ、と。また、淳熙元年（一一七四）、漳州知事として地方に転出す際して、「陛辭（天子に対する別れの挨拶）」したとき、孝宗に対して、地方政治の実を擧げるには、貪吏を取り締まり、廉吏を奨励する必要があるという意見を上申している。⁽⁷²⁾ また、淳熙一四年（一一八七）七月二三日の日付がある、旱

害の対応策を述べた上奏文では、旱害に備えるための具体的な四つ対策を提言している。⁽²⁾それは、自然災害時に民衆の租税負担を実質的に軽減する「寛州県」、常平倉に蓄える穀物の流用を厳禁する「核積藏」、自然災害に際して賑恤に協力してくれた「富民」に確實に褒賞を与える「信勸分之賞」、「救荒（飢饉救済）」に功績のあった下級官僚を褒賞する「賞救荒之官」の四つである。これらの地方政策を凝縮して論じたものが、「千慮策」の中の「民政」上中下である（『誠齋集』卷八九）。

こうした提言は単に理念や抽象論を述べているのではなく、地方の実際状況に対する深い洞察に基づいている。それ

を端的に示しているのが、上記の淳熙一四年の旱害を契機とした上奏文である。楊万里は、賑恤に協力した富民に褒賞を与える必要性を説くとき、淳熙十一年（一一八四）、郷里の江西吉州で発生した旱害を実例として取り上げている。彼によると、このとき、知州の趙師翼（一一四八～一二一七）は褒賞をちらつかせて「富民」の助力を求め、それに応じて鍾という姓氏の人物が万斛に及ぶ穀物を提供したにもかかわらず、趙はそれを朝廷に報告せず、結果として、どのような褒賞も鐘に対して実行されなかつた。楊万里は、これでは、今

回（淳熙一四年）の旱害に「富民」の協力を得られないと申し立てている。近年の宋代史研究において、「富民」は商人や手工業者を含めた財力をもつて地域社会に傑出した存在として、守令が地域社会の問題に直接に対峙するときに、協力を求めるにせよ、抑止するにせよ、常に关心や注意を向ければならない対象として重視されてきている。⁽²⁾楊万里の発言は、その「富民」の地方秩序に果たす役割の大きさに気づいていたからではなかろうか。

楊万里は、地方官に任官した当初はともかく、ある程度実務に習熟するにつれて、実際に成績を挙げていったようである。『宋史』の本伝には、その二つの実例を載せている。一つは、乾道六年（一一七〇）、隆興府奉新県（江西省奉新県）の知事に着任しての話で、租税の未納者に対する胥吏を郷村に派遣して徵収するという手段ではなく、その氏名を市中に張り出すことを通じて、自然に納入を促進させたというのである。この方法も、最初から持っていた着想ではなかつた。それというのも、この頃に張栻に宛てた書簡には、当初は財政上から租税徵収のことばかりを気にして民衆に恩信を及ぼすという考えに至らず、しかも胥吏のいうことを信じて民衆を疎かにしていたという反省を述べているからである。⁽²⁾

二つ目は、淳熙八年（一一八一）、前年から就いていた提挙廣東常平茶塩公事に加えて提点刑獄という司法の職務を兼務して以降、福建南部の汀州（福建省長汀県）に発生して廣東まで勢力を及ぼした沈師という賊盜を身を挺して平定するとともに、潮州や惠州といった福建と境を接する地域に砦を築いて、反乱や盜賊に備えようとしたことである。孝宗は、文官でありながら果敢な行動を取った楊万里に対して、「仁者の勇」と称賛した。

地方政治に対する深い関心は、人物評価にもみられる。「小伝」でも取り上げた「淳熙薦士錄」は、楊万里が淳熙一二年（一一八五）、丞相の王淮の求めに応じて、六〇名の人士を登用すべき有能な人材として推挙した名簿である。その中で、たとえば石起宗が「立朝して敢言し、郡を作めて恵有り」と記されるように、地方官としての治績を推薦理由の一つとして明確に挙げている事例が二二〇〇存在し⁽²⁶⁾、それは全体の三分の一を越えている。地方政治を重視する楊万里の姿勢を示すとみてもよいのではなかろうか。

それでは、どうして中央政治に対してもばかりではなく、地方政治に关心を寄せるという複眼的思考をもてたのだろうか。それは、第一に南宋に入ると、楊万里だけではなく、士

大夫の多くが任官以後も「待闕」や服喪に際して、自分の郷里に退居していたことと大きく関わるであろう。郷里に滞在する期間が長ければ、それだけ郷里の事情を知悉できたはずだからである。加えて、楊万里の場合、紹熙三年（一一九二）八月中旬、贛州知事への転任を拒否して帰郷以後、死去する開禧二年（一一〇六）五月に至るまでの一四年もの間、郷里の吉州吉水県で隠居生活をしていたのである。当然、いやでも、地方から政治をみるという視角を涵養したであろう。

吉州の実情に対する関心は、『誠齋集』をみると、前述の淳熙十一年の旱害以外にも見出せる。吉水県に隠居以後の文章であるが、紹介しておこう。嘉泰元年（一一〇一）、湖広総領に對して、次のような要請をしている。慶元六年（一一〇〇）から嘉泰元年にかけて吉州では旱害に激しく襲われ、ことに吉水の被害が大きかつたが、それでも吉州通判や吉水知事は民衆に「和糴（政府による穀物の實質的な強制買い上げ）」を求めて、民衆を混乱に陥れているので、「和糴」を中止するように、と。また、このときの吉州の旱害について、淮西総領の韓亞卿に宛てた書簡にも見え、当事者である吉州通判の趙彥燦に対しても「和糴」の免除を具体的に依頼している。⁽²⁷⁾郷里の灾害の実情を把握して、それを関係

当局に訴えているのである。だが、和羅（和市）が民衆に多大な被害をもたらすというこの認識は、既出の「千慮策」の「民政」上でも江西を例に挙げて論じてるので、晩年になつて急に認識するに至つたという訳ではない。楊万里の視角は、壯年時代から、地域社会に据えられていたのである。

(二) 楊万里の交友關係

ここで、楊万里の交友關係をみておきたい。

岡元司氏

は、

も

社会的流動性の高まつた宋代社会において、士大夫・士人同士の友情の有する社会的意味が増大したと述べており、その指摘は、小論にも重要な示唆を与えてくれるように思われる。楊万里の交友關係に関しては、于北山氏が二八人の氏名を挙げて、各人物を生まれた年齢順に紹介した論考を公表している。その論考で、氏は楊万里との交際の開始時や交遊の具体的な状況などを中心として、各人の簡単な履歴や伝記資料を紹介しているのである。⁽²⁾これによつて、朱熹・張栻・范成大・陸游・尤袤といった文人・思想家、張浚・虞允文・京镗といった政府高官、王庭珪・胡銓・周必大といった同郷人などとの交際が判明し、楊万里の交際が多種多様で広範囲に及んでいたことを看取できる。とはいへ、于氏の論考は、

それらの交友が全体として楊万里の人生や学問などに如何なる意味をもつっていたのか、あるいは各交友關係の重要度や、交友關係が広がつてゆく道筋などといった点など、要するに交友關係の構造といったことには関心が及んでいない。それと関わつて、たとえ、政治的・社会的には有名人ではないものの、楊万里の人生行路には大事だと思われる人物であつても、履歴を伝記資料などで辿れない人物は除外されている。

『誠齋集』を繙くと、「友」と記される多くの事例に遭遇する。しかし、「友」は単なる知り合いの「故人」とは区別されていいたようである。たとえば、楊万里が二七歳のとき、友人の郭克誠を介して知り合つた同郷の曾括（一一三六—一九三）は、会つたときに一七・八という若さながら、その弁舌のさわやかに驚いて交際（「定交」）するようになつたけれども、あくまでも「故人」と記されている。⁽³⁾「友」は、心情を交わし合い、それなりの時間をかけて醸成された人間關係なのである。

友人關係にしろ、單なる知り合いにしろ、その人の成長に応じて行動範囲が拡大してゆくに連れて、人間關係が広がり複雑になつてゆくことは当然に予測される。楊万里の場合も、そうであった。幼い頃は家族・親属を別にすれば、遊び

友達であつたり、学友であつたりという繋がりから人間関係が始まる。既述したように、吉水県南溪で幼年時代を過ごしたとき、自宅近くで釣りを楽しんだようである。恐らく一人ではなく連れがいて一緒に遊んだと推測できるけれども、それが誰かは残された記録からは分からない。ただ、少年時代には易公立という学友がいたらしい。⁽³⁵⁾

交遊関係が大きく広がつたのは、二一歳になつた紹興一七年（一一四七）、吉州安福県の劉安世に師事したときである。同学の劉承弼（字は彥純）・劉俊（あるいは浚、字は景明）・彭仲莊・李燧とは生涯に亘つて友人関係を結んだ。彼らは、いずれも安福出身の若者であった。劉承弼は、楊万里が安福に来ても、自身の貧乏に引け目を感じて、友人を作れなかつた中で最初に友人となつてくれた人物であった。彼も、彭仲

莊と同じく科挙に及第できず、結局は郷里の安福に退居してしまつた。⁽³⁶⁾ 第二節でも触れたが、後年、楊万里は劉承弼と姻戚となつてゐる。楊万里の長女と三女が劉承弼の二人の息子に嫁いでいるからである。⁽³⁷⁾ 彭仲莊は、楊万里が淳熙三年（一一七六）に郷里で常州（江蘇省常州市）知事の侍闕をしていたときに、わざわざ安福からやつて来て、当地の蔵書家が寺に寄贈した仏教関係の書物に関して、その蔵書家から

「藏記」を記して欲しいという言伝を伝えたり、それとは別に詩の応酬も行つてゐる。また、出会つてから三〇年後、楊万里が隠居生活を郷里で開始すると、族人子弟の教育を依頼するという親しい関係でもあり、その子供の彭湛とも付き合ひがあつた。⁽³⁸⁾ 劉俊（浚）は、颯爽としていた。背丈があり、酒が強く、文章にも優れていて、若年で鬱屈を抱えていた楊万里を驚嘆させるには充分な資質を備えていた。彼は、乾道二年（一一六六）の進士。⁽³⁹⁾ 李燧は一〇歳ほど年上であったが、楊万里が閉じこもつて文章作成に行き悩んでいると、いつも竹戸を叩いて訪れて笑わせくれて気持ちを和ませてくれた。彼は科挙には合格しなかつたらしい。⁽⁴⁰⁾ 安福時代の交遊関係は、楊万里の生涯を通じて絶えることはない深い関係であつたと思われる。

紹興二十四年（一一五四）、楊万里は科挙に合格したが、同年及第の虞允文や范成大との密接な接触は、于北山氏の前掲論文にも指摘しているように、少し時間が経つてからであつたようである。虞允文とは「千慮策」を上呈した乾道三年（一一六七）春、范成大とは、残存史料からすると、淳熙五年（一一七八）からであるという。状元の張孝祥とは、紹興二四年（一一五四）の科挙合格時と隆興二年（一一六四）と

に臨安で会つたようであるが、張孝祥自身が乾道六年（一一七〇）冬に三九歳という若さで死去しているので、それほど交際が続いたとは思われない。⁽⁸²⁾ その他の、同年及第との親密な関係があつたのかどうかは、管見の限り、残された記録からは判然としない。

紹興二十九（一一五九）、永州零陵県（湖南省零陵県）に赴任して以後に始まつた交遊関係も、楊万里にとって生涯に残るものとなつた。「小伝」にも触れたように、この零陵県丞の在任中に、当地に蟄居していた張浚と出会つたことが、当地における人間関係形成の最大の収穫であつた。この二人の面会は、羅大經『鶴林玉露』によると、張浚の子供の張栻を介してであつたといふ。⁽⁸³⁾ 恐らく、于北山氏も指摘するように、張栻との交流も、この頃に開始されたと思われる。その後、楊万里は張栻を生涯に亘つて尊敬し続け、彼が亡くなると、その画像に「贊」を記して、張栻の学問と政治能力とを絶賛している（「名世之学、王佐之才」）。朱熹と楊万里が知り合つたのも、張栻を介してであつた。また、後年、尤袤（一一二四～一九三）と知己となり、互いに諧謔を言い合つたのも、張栻であった。⁽⁸⁴⁾ ともあれ、この零陵丞の時代、唐人鑑（字は徳明）・蕭東夫・鄒定・劉琥といった

当地に何らかの関係を持つている人物とも知り合い、友人となつたり知己となつたりしており、とりわけ唐人鑑との交遊ぶりは『誠齋集』卷一に収める詩からも窺われる。⁽⁸⁵⁾

その後も新しい職場に赴任する都度、それに伴つて知己や友人が増えていつたが、煩瑣に亘るので、これ以上の紹介は省くが、繰り返し述べてきたように、紹熙三年（一一九二）八月中旬以後、郷里に退居して、実質的に隠退生活に入り、慶元四年（一一九二）三月には致仕した。それに伴つて、慶元元年（一一九五）正月に致仕した周必大との交流が頻繁になつていき、二人の間の詩文の応酬も盛んになつた。そのことは、辛更儒『年譜』よりも、むしろ鄒樹榮『年譜』に詳しい。既述のように、若年時の学友であつた彭仲莊との交流も再開された。致仕以後、郷里の人たちを中心とする直接的な人間関係が復活したといえよう。郷里に住む族員との頻繁な交流も行われてゐる。⁽⁸⁶⁾

結びにかえて

小論は、南宋の最盛期である孝宗朝に活躍した楊万里を取り上げた。彼は、陸游や范成大と同時期に活躍し、彼らと共に

び称される詩人であったが、小論は、彼の詩人としての側面ではなく、家族存続戦略や地域社会との関わりという観点から検討してみた。

楊万里の祖先は、唐末・五代に吉水に住み着き、一族の中からは北宋末になつて科挙合格者を多く輩出し始めた。だが、楊万里の直系先祖に関する限り、祖父の楊格非も父親の楊芾も科挙には及第しなかつた。紹興二十四年（一一五四）に合格した楊万里が最初の進士であつた。吉水県南溪には、少なくとも祖父の世代から居住していて学問を生業としていたが、その近辺には同族も住み着いており、また何世代も亘つて婚姻關係を結んでいる羅氏一族も近隣の住人であり、他の姻戚も多くは吉州の州内に住む人たちであつた。要するに、婚姻圈は、吉水や吉州を遠く離れない範囲が多かつたといえよう。父親の楊芾は教学で生計を立てていたためもあつて貧しく、生活ぶりは慎ましやかであつた。だが、それはかえつて楊万里やその子供たちの清廉な官僚としての態度を涵養した。一方、その慎ましやかな生活態度は、むしろ、それを良しとし、一般の農民と変わらない生活信条を楊万里に抱かせた。晩年に書かれた「家訓」からは、それが端的に窺われる。官僚としての楊万里は中央での活躍は無論のことながら、地方政治にも目を向ける複眼的志向を身に着けていた。

というよりも、地方政治こそが、国家の根幹だと考える傾向があつたようと思える。友人・知己関係は、彼の活躍舞台の広がりに応じて拡大していく、陸游・范成大・朱熹といった南宋を代表する士大夫との親密な交際もあつたが、基本は吉水を中心とした郷里や吉州州内、更には江西内の人たちとの関係であつた。永州零陵県丞時代に親密になつた鄧定も、「予」と應可（鄧定の字）は、皆、江西の人なり」とあるように、同じ江西という同郷意識が交際の契機となつたのも、そうした意識の表れであるかも知れない。郷里の人との交際は士人・士大夫のみならず、僧侶にも及んでいた。^{〔9〕}呂東萊（一一三七～一八一）の弟の呂祖儉（？～一一九六）との交流もあつたが、それは慶元年間になつて、廬陵に左遷されてきたことを契機としており、^{〔10〕}楊万里が吉水に隠退生活を送つていた最晩年のことであつた。このように、楊万里は幼少の頃から郷里の近辺に住む親属・姻戚と密接な関係を築き、友人や知己との交際も郷里を中心としていた。政治に対する関心が地方社会に基軸を置くという思考も、そうした彼を取り巻く人間関係を考慮すれば、当然のように思える。そして、その志向・思考は、これまで私が取り上げてきた王庭珪や曾

三異といった郷里をあまり出なかつた士人に見られる傾向であるけれども、小論で検討した如く、楊万里のような、中央での活躍を経験した士大夫にも見られることは注目してよいのではないか。南宋の士人・士大夫は北宋の士人・士大夫と異なつて、やはり中央と同時に地方をも視野に入れた思考の出来る複眼的態度を持つていたといえよう。その意味で、羅大經『鶴林玉露』の記事は興味深い。それには、吉州永豊県出身の歐陽脩が父母を郷里に埋葬し、その上、「吉州学記」という文章の中で（『歐陽文忠公集』居士集卷三九）、いつか郷里に帰りたいという希望を語りながらも、結局は潁州（安徽省阜陽市）に隠居したことを批判する一方、周必大が致仕後、帰郷したことを称賛した、同郷の尹直卿の見解を載せている⁽³⁾。この批判と称賛は、こうした時代を背景にしてこそ、同時代人に説得力をもつていたのではなかろうか。

それでは、そのような志向性の相違がどうして生じたのだろうか。ロバート・ハートウェル（Robert Hartwell）氏は、この問題を、王安石の新法以後の党争によつて、中央政界に人材を送り込み姻戚関係を通じて互いの結束を維持してきた専門職エリート（professional elite）が歴史の舞台を降りて、地域社会の利害に関心を寄せる縉紳が台頭してきたというよ

うに説明をしていて、それが欧米の中国史学界を中心として有力な学説として支持されている⁽⁴⁾。欧米の中国史学界において、ハートウェル氏の提言は、今世紀に入つて、更に発展が試みられて、南宋から明代中期までを、その前後の時代に比較して、相対的に停滞した移行期（宋元明移行期論）とされる学説が提唱された。この所説は、それなりの賛同を欧米の中国史学界を中心として得ているが、その南宋に始まる移行期は、一方では「地方化」の時代だと意義づけているのである。そして、その「地方化」には朱子学（道学）が大きく関わつてゐることも論じられている⁽⁵⁾。少なくとも南宋時代の現象としては、まさにそのとおりなのだが、それではなぜそうなつたのか、それはどのような段階と過程を経て実現されたいったのかといった疑問には、史料付けを伴つた充分な論証がなされていないように私には思える。

私自身は、この現象は、南宋になつて、守令などの地方官が管下の民衆に向けて、その善導のために布告した「諭俗文」などと通底しており、しかも「諭俗文」の公布には道学の流れを汲む人士が関係していると推測しているけれども、未だに深い洞察には至つていないので多い⁽⁶⁾。そして、地方化には北宋末の靖康の変以来続く郷村社会の混乱に起因し、南

宋時代を通じて、國家の基盤たる郷村社会¹・地方社会が必ずしも安定していなかつたことと密接に関わっているとも考へている。⁽⁴⁾ そうした点も含めて、南宋の士人・士大夫が、地域社会により多くの関心を向けるようになつた理由を、今後も探し続けなければならない。

註

(1) 吉川幸次郎『宋詩概説』は、北宋においては、王安石・蘇

軾・黃庭堅が活躍した十一世紀後半以降を頂点とするとすれば(一一一・一二七・一六三・一六四頁)、「宋詩は、十二世紀後半から十三世紀初にかけて、第二の頂点に達する」(一九〇頁)と述べて、南宋時期の頂点を代表する詩人として陸游・范成大・楊万里を挙げている。

(2) 王德毅『宋人伝記資料索引』(鼎文書局、一九七六年)によると、陸游(一一二五～一二〇九)、范成大(一一二六～一九三)である。

(3) 前掲、吉川幸次郎『宋詩概説』によると、楊萬里の詩は用語が自由で俗語を多く交えるというが(二二四頁)、その典拠は示していない。それは、恐らく羅大經『鶴林玉露』内編卷三「以俗為雅」の記事などを踏まえているのである。楊萬里の詩に關しては多くの研究があつて、一つ一つ挙例することは煩瑣にわたる。ここでは、近年の、浅見洋二「楊万里と『詩債』」(『日本宋代文学学会報』一、二〇一五年)と題する興味深い論文を挙げるに止める。氏は、唐宋期、詩文の應酬・贈答における借りの意識を表した「詩債」という概念を手がかりに、楊万

里の詩は、その觀念を自然界と詩人の関係性として積極的に捉え直そうとしたと論じてゐる。

(4) 「四庫全書綱目提要」卷三〈經部〉「易類三」に「誠齋易伝二十卷」とあって、そこに、「理宗嘉熙元年、嘗給札写藏秘閣、其子長孺進状、称自草創至脱稿、閱十有七年而後成。亦可謂尽平生之精力矣」とある。この十七年云々の記述は、辛更儒『誠齋先生楊万里年譜』(『楊万里集箋校』第十冊、中華書局、二〇〇七年、五二六三頁)に「誠齋集」卷六七「答袁機仲寄示易解書」の、「注六十四卦、自戊辰發功、至己未畢務」とある、に基づくと思われる。「己未」は慶元五年(一一九九)であり、そのとき楊万里は七歳である。

(5) 「宋代吉州の胡氏一族について——胡銓を中心にして——」(『名古屋大学東洋史研究報告』三四、二〇一〇年)、「宋代吉州周氏一族について——周必大を中心として——」(『東海大学紀要文学部』九四、二〇一一年)、「南宋晚期吉州の士人における地域社会と宗族——歐陽守道を例にして——」(『名古屋大学東洋史研究報告』三六、二〇一二年)、「南宋末元初吉州の士人における地域社会と宗族——劉辰翁を中心として——」(『東海史学』四七、二〇一三年)、「北宋末南宋初吉州の士人における家族と地域社会をめぐって——王庭珪を事例として——」(『名古屋大学東洋史研究報告』三八、二〇一四年)、「宋代吉州吉水県の曾氏一族をめぐって——曾三異を中心にして——」(『名古屋大学東洋史研究報告』三九、二〇一五年)。

(6) 陳義成『楊万里家世考』(『台灣・台中・逢甲大學』『逢甲學報』第二一期、一九八八年)。

(7) この墓誌は、本来、乾隆五九年(一七九四)刻本『誠齋集』に載つてゐるようであるが(普通に見ることのできる四部叢刊本には無い)、現在は、辛更儒『楊万里集箋校』(中華書局、

（二〇〇七年）第一〇冊「附録四」の「有關伝記資料及紀念文」に収められている。

（8）清・鄒樹榮「楊文節公年譜」（南昌鄒氏一栗園叢書本、一九二二年）、儲曉峰「楊万里生卒年月」（『国学季刊』第五卷第三期、一九二五年）、崔驥「楊万里年譜簡編草稿」（『江西教育』第十九期、一九三六年）、夏敬觀「楊誠齋年譜」（商務印書館、国学叢書『楊誠齋詩』附録、一九四〇年）、胡明珽「楊万里先生年譜」（『大陸雜誌』第三十九卷第七・八期、一九七六年）、劉桂鴻「楊万里年譜及其詩」（台灣大學中文研究所碩士論文、一九七〇年）。なお、同じ著者の前掲『宋人伝記資料索引』「楊万里」の項には（第四冊、三一八八頁）この他に「楊万里范成大研究資料彙編」（明倫出版社、一九七〇年）を付け加えている。

（9）羅大經の生卒については、中華書局の排印本『鶴林玉露』（一九八三年）の「点校説明」及び附録「羅大經生平事跡考」に扱る（いずれも王瑞來氏の手になる）。また、羅大經が楊万里と会ったことがあるという記述は、『鶴林玉露』乙編卷四「月下伝杯詩」に、「余年十許歳時侍家君竹谷老人謁誠齋」とある。

（10）胡銓『胡澹菴先生文集』卷二十五「楊君文卿墓誌銘」に、「元配毛氏、生二子、長万里也、次早夭。今夫人羅氏。孫男三人云々」とある。ただし、辛更儒「年譜」の楊芾の項には（『楊万里集箋校』第一〇冊五一五五頁）、「湴塘延宗公派總圖」の「生三子、二夭」という記事を引いているので、羅氏との間にも男子が誕生したが夭折したとも考えられる。

（11）劉安世に師事した年次を、辛更儒の「年譜」は紹興一六年（一一四六）に、鄒樹榮の「年譜」は紹興一七年（一一四七）に繫年している。両者とも楊万里の二二歳のときだとしている。

確かに、辛更儒の「年譜」にも引く『誠齋集』卷七七「送劉景明游長沙序」（景明は劉俊の字）に、「始予生二十有一、自吉水而之安成、拜今雩都大夫劉先生為師、而友劉子彥純」とあるように二二歳に劉安世に師事している。とすれば、二二歳のときは、紹興一六年ではなく、紹興一七年だといえよう。また、劉廷直に師事したことに関する記述では、『誠齋集』卷七三「浩齋記」に、「某自少憮學、先奉直令求師於安福、拜清純先生劉公為師。而盧溪王先生及浩齋先生、俱以國士知我、浩齋又館我」とある。引用文中の「浩齋先生」とは劉廷直のことである。

（12）辛更儒「年譜」の紹興一七年の条。その条には根拠として、『誠齋集』卷一二七「羅仲謀墓誌銘」の、「予於仲謀至親、初同拳於鄉、既聞龍而歸」を引く。『楊万里集箋校』卷一二七「羅仲謀墓誌銘」のこの箇所に関する「箋証」（六）は、楊万里が郷試に合格したのが紹興一〇年であることからすると、このときの郷試不合格は、紹興二〇年の一つ前の郷試である紹興一七年であると断定している。なお、この「箋証」の「是年二十一歳」という記述は、同じ著者の「年譜」の紹興一七年に「三二歳」とあるのと齟齬している。他方、この郷試不合格後に病氣になつたことは、『羅仲謀墓誌銘』に記述されている。

（13）王庭珪『盧溪文集』卷四五「故左朝奉郎劉公墓誌銘」。傅璇琮 主編『宋登科記考』（江蘇教育出版社 二〇〇九年）紹興一八年の項（上冊七九六頁）。なお、『宋登科記考』は「福州安福縣人」と記すが、無論、正しくは「吉州安福縣人」である。

（14）前掲、傅璇琮 主編『宋登科記考』の紹興二四年の項（上冊八三三頁）。淳熙九年（一一八二）朱熹の唐仲友に対する彈劾は、朱熹に関する叙述に触れられることが多い。ここでは、この彈劾に関する史料を網羅した東景南『朱熹年譜長編』卷上（華東師範大学出版社 二〇〇一年、七三五・七四〇頁）を挙

げるに止めたい。

(15) 辛更儒「年譜」は、慶元三年（一一九七）に楊万里が周必大

に宛てた書簡（『誠齋集』卷一〇「答周丞相」）に、四〇歳になつた次男の楊次公の病氣を告げていることを根拠に、楊次公は紹興二九年に誕生していることからすると、楊長孺は紹興二七年の誕生であるはずだと断定している（『楊万里集箋校』第一〇冊五一七四頁）。少々、推論が強引だが、この紹興二七年頃に楊長孺が誕生したとは言えそうである。

(16) 張浚の永州貶謫については、『宋史』卷三六一「張浚」伝に記されるが、崔英超『宰相群体与南宋孝宗朝政治』（暨南出版社、二〇一四年、二一四頁）は、この時期の政治情勢との関わりから、このときの左遷に言及している。なお、寺地遵氏は、秦檜は紹興八年を境として從來の士人勢力との融和から独裁を強化していく様子を辿っている（同氏著『南宋初期政治史研究』溪水社、一九八八年、「第十一章 秦檜專制の進行過程」）。

(17) 『誠齋集』卷一〇〇「跋張魏公答忠簡胡公書十二紙」に、「此帖十二紙、皆紫巖先生魏國忠獻張公答澹庵先生忠簡胡公手書也。紹興季年、紫巖謫居於永、澹庵謫居於衡、二先生皆年六十矣。

此書還往、無一語賦相勉以天人之學、無一念不相憂以國家之慮也。万里時丞陵陵、一日并得二師」とあり、『誠齋集』卷一一八「宋故資政殿學士朝議大夫致仕廬陵郡開國侯食邑一千五百戸食実封一百戸賜紫金魚袋贈通義大夫胡公行狀」に、「万里与公同郡、且嘗從学。公將薨、万里以贅官領表、不得築室於場。解走書二千里、以公猶子承務郎致仕昌齡所述公之言行、詭万里論次、將乞銘於參政周公。万里敬慟哭而書之、謹狀。淳熙七年九月月日、門人朝奉郎提學廣南東路常平茶鹽公事楊万里状」とある。

(18) 胡銓『胡澹庵先生文集』卷二十五「楊君文卿墓誌銘」。

(19) 『楊万里集箋校』第一〇冊五二〇五頁。

(20) 鄒樹榮「年譜」も辛更儒「年譜」も羅氏の享年を記していないが、辛更儒「年譜」の淳熙十年の条に引く、『誠齋集』卷一二九「太令人方氏墓誌銘」に、「淳熙七年、（中略）余母年七十有九。（中略）、後三年、余母即世」とあることからすると、享年、八二となるだろう。

(21) 羅大經『鶴林玉露』乙編卷一「高廟配享」に、「高廟配享、洪谷齋在翰苑、以呂頤浩・趙鼎・韓世忠・張俊四人為請。蓋文武各用兩人、出於孝宗聖意也、遂令侍從議。（中略）楊誠齋時祕書少監、上書爭之。（中略）上忽諭大臣曰、呂頤浩等配享、正合公論、更不須議。洪邁固是輕率、楊万里亦未免浮薄」とある。

(22) 周必大の履歴に関しては、拙稿『宋代吉州の周氏一族について——周必大を中心として——』（東海大学紀要文学部

九四、二〇一一年）に簡潔に記す他、鄒錦良『周必大生平与思想研究』（江西人民出版社、二〇一三年）、李仁生・丁功誼『周必大年譜』（江西人民出版社、二〇一四年）に詳しい。

(23) 「開禧用兵」に至る事情と、その結果を巡っては、衣川強『「開禧用兵」をめぐって』（初出、『東洋史研究』三六一三、一九七七年、同氏著『宋代官僚社会史研究』汲古書院、二〇〇六年に「開禧用兵」と韓侂胄政權」と改題されて所収）に詳しい。

(24) この「晩節」問題については、陸游を擁護する立場から論じたものに、耿研宇『陸游・陸詩に関する研究——「閑適」説と「憤激」説をめぐって——』（日本橋報社、二〇〇五年）「第四章 陸游の人格から見た『爾適』説と『憤激』説」がある。

(25) 『誠齋集』卷一〇四「賀周丞相年」に、「踏凍還家、臘毒之疾

- 大作、下血數升、蕭然憊且病矣」とあり（この書簡は、この項目に対する辛更儒の「箋証」によると、慶元二年の作という）。
- 〔31〕「楊万里集箋校」第七冊三九〇〇頁)、「誠齋集」卷七〇「辭免召赴行在奏狀」に、「伏念臣齒幾八十、次亦頗年。伏自去秋、偶嬰淋疾」とあり、「誠齋集」卷九七「淋疾祈禱青詞」に、「伏念臣年幾八秩、病已再秋。（中略）雖備古來刀鋸鼎鑊之刑、未足喻此疾痛慘憺之狀。三医并手、百藥罔功」とある。なお、「臓毒之疾」や「淋疾」の病状や現代医学の病名については、西山英雄『漢方医語辞典』（創元社、一九五八年）に依拠している。
- 〔26〕「誠齋集」卷一二三「中奉大夫通判洪州楊公墓表」。
- 〔27〕前掲、陳義成「楊万里家世考」も同じ見解である（『逢甲學報』第二一期、一九八八年、二九・四三頁）。
- 〔28〕青山定雄「五代宋に於ける江西の新興官僚」（和田博士還暦記念 東洋史論叢）講談社、一九五一年）。
- 〔29〕「誠齋集」卷七八「鱣堂先生楊公文集序」に、「吾族楊氏、自國初至於今、以文字登甲乙者、凡十有一人」とある。楊杞の科舉合格年次は、「鱣堂先生楊公文集序」の題名に付けられた辛更儒氏の「箋証」を参照（『楊万里集箋校』第六冊三一八九頁）。
- 〔30〕以上の「詩話」に載る楊氏一族出身者の科舉合格については、辛更儒氏の「楊万里集箋校」の「箋証」に拠っている（楊万里集箋校）第八冊四三六三頁）。
- 〔31〕「誠齋集」卷七六「靜庵記」に、「宋中興以來、自高宗及孝宗及太上及今上、四聖御極、七十有四祀。（中略）惟我大江之西、有一族而叔侄同年者、一時艶之、以為盛事、若予與故叔父麻陽令諱輔世是也。有一家從兄弟同年者、若予族叔祖忠襄公之二孫曰炎正、曰夢信也」とある。
- 〔32〕前掲、拙稿「宋代吉州の胡氏一族について——胡銓を中心に
- して——」、「宋代吉州周氏一族について——周必大を中心として——」参照。
- 〔33〕解縉『文毅集』卷八「泰和楊氏族譜序」に、「吉水楊莊・湴塘、自侍郎長子銳・次子鋌、始遷居其地」とある（なお、この「泰和楊氏族譜序」は、『楊万里集箋校』附錄四「有關伝記資料及紀念文」に載っている）。
- 〔34〕羅洪先『念庵文集』卷一二「廬陵楊氏重修大同譜序」に、「廬陵諸族多自吉水湴塘・楊莊徙。楊莊以忠襄名、湴塘以文節名。諸族有不自湴塘・楊莊徙者、雖在吉水不得称雄長於諸邑」とある（なお、この「泰和楊氏族譜序」は、『楊万里集箋校』附錄四「有關伝記資料及紀念文」に載っている）。
- 〔35〕常建華「江西吉安府的宗族祠廟祭祖」（同氏著『明代宗族組織化研究』上、故宮出版社、二〇一二年、一八〇頁）。
- 〔36〕周必大『文忠集』卷四八「跋楊廷秀贈族人復字道卿詩」に、「誠齋家吉水之湴塘」とある。
- 〔37〕「誠齋集」卷七九「達齋先生文集序」。
- 〔38〕「誠齋集」卷二「晚春行田南原」の題名に対する辛更儒「箋注」には、「南原、誠齋所居，在吉水縣西北五十里朝元山南溪、因名其地南原」とあり、「光緒吉水縣志」卷五「地理志」には、「南溪水，在縣西北、從湴塘東流十余里，由螺陂石獅潭經柘溪，又三里出柘口，經白沙入贛江」とある。また、「誠齋集」卷一〇四「又与總領張郎中」に、「某廬陵村居，去城六七十里」とある。
- 〔39〕「光緒吉水縣志」卷八「地理志」に、「南麓齋，在同水鄉六十二都，湴塘南山下，宋末楊叔芳建，明解縉、金幼孜記」とあって、南山が湴塘の中にあると分かる。
- 〔40〕「誠齋集」卷八〇「西溪先生和陶詩序」に、「余山墅遠城邑、復不近墟市」とあり、「誠齋集」卷七「晚步南溪弄水」に、「吾

廬在南溪、溪北北山半。山空誰肯鄰、影靜鶴為伴。万松當籬落、千巖上几案。花草豈厭多、不多亦堪玩。一丘万事足、半點無外羨云々」とある。

(41)『誠齋集』卷一〇三「回贈先祖焚黃承務郎文」に、「粵若我家、儒學經訓、實肇允於我祖。惟我祖經明行修、師授學者、闕於丘園、不顯其光」とある。

(42)『誠齋集』卷七九「達齋先生文集序」に、「甲戌、再同舉於礼部、遂同年策第。某於是始一至南溪、謁族親鄰曲、蓋有不相識者。問故居、則盡為藜藿矣。問童子釣游之地、則茫然不可尋矣。達齋憫然、字謂某曰、廷秀乎、子吾鄉廷秀、非異県廷秀也。子帰乎。予吾白首竹林、吾樂也。於是某始有歸志。後四年、某自贛州掾辭滿、乃歸南溪、卜築於達齋之西」とある。このときの棟上げ式の祝文が「南溪上梁文」として『誠齋集』卷一〇三に載っている。

(43)『誠齋集』卷一〇一「祭九叔知縣文」に、「嗚呼、惟我与公、豈如他人。族則小疏、情則至親。名則一人、寒則一身。(中略)我少也賤、無廬於鄉。流離之悲、我豈無腸。(中略)卜鄰接屋、此心疇知。竹林之游、老以為期」とあって、乾道九年(一一七〇)に亡くなつた楊輔世との交流を語り、その中に近所付き合いにも触れている。また『誠齋集』卷二「和元挙叔見謝載酒之韵二首」には、「雪久自消猶半在、雨來正蜜更無休。硬黃字裏真添瘦、重碧杯中且避愁。南溪溪北北山邊、風月何得獨專。契檻慚無桑落酒、贈詩如得漢陰騙」とあって、南溪の雪解けを背景にした情景を描いているが、辛更儒氏の「箋証」によると、この南溪を背景として唱和した「元挙」は、楊万里の曾叔祖の孫にあたる人物だという。族人と南溪について詩文を遣り取りしている姿を看取できよう。また、南溪に住む一族の楊彦通との交流も、『誠齋集』卷二「族叔祖彦通所居、宛在水中

央、名之曰小蓬萊、為作長句」と長い題名の詩文に、「儂愛南溪不減公、南溪見公却疏僂」とあって、互いの交流を窺える。

(44)『誠齋集』卷一〇〇「跋羅天文墨迹」に、「予婦翁印山先生羅公天文送士人會千里序也。予往來印山、求公之文章字画、而不得」とある。羅繩は『宋史』には立伝されないが、『民国廬陵縣志』卷一九下「耆獻志」に簡単な伝記が載っている。

(45)『誠齋集』卷五三「答羅氏定親啓」に、「兩家居五里之間、相聞鶴犬。(中略)某侄子某長男某房下長女子、婉娩聽從、庶幾蕪藻之言采」とある。

(46)楊希開・楊格非・楊芾がいずれも羅氏を娶つてゐることは、辛更儒「年譜」(楊万里集箋校)第一〇冊五一五六頁)参照。楊幼輿の妻に関しては、『楊万里集箋校』附錄四「有關伝記資料及紀念文」に引く「忠節楊氏總譜楊万里楊長孺等伝」、楊泰伯の妻に関しては、『誠齋集』卷六一「羅氏定親啓」題名の辛更儒「箋証」、楊奎の妻に関しては、『誠齋集』卷一二九「羅介卿墓誌銘」をそれぞれ参照。

(47)『誠齋集』卷一二八「鬱林教授毛崇老墓誌銘」に、「崇老毛氏、諱思直。其先三衢人、八世祖侍御公為吉州太守、道出吉水之龍城、愛其佳山水。官滿、遂家焉。(中略)初配張氏。繼室羅氏、廬陵名儒天文之女」とある。

(48)『誠齋集』卷二二六「蕭希蘿母彭氏墓誌銘」に、「(蕭)彥續諱唐卿、其宗貴而大」とあり、『誠齋集』卷一〇〇「跋彭道原詩」に、「吾族与蕭氏、世姻也」とある。

(49)『誠齋集』卷五二「回王敷文民瞻家定親啓」に、「云何猶子之二女得配執事之兩孫」とある。なお、王敷文民瞻とは王庭珪のことであり、王庭珪に関しては前掲拙稿「北宋末南宋初吉州の士人における家族と地域社会をめぐつて——王庭珪を事例とし

(50) 『誠齋集』卷一三二「節婦劉氏墓誌銘」に、「予亡友安福西溪

先生劉君彥純、育德丘園、遁光闕芬。(中略) 予与西溪先生友

且親、非予銘之而誰也」とある。この引用文中の「予与西溪先

生友且親」に対する辛更儒「箋証」に、楊長孺の手になる「楊

万里墓誌銘」の、「誠齋長女季繁嫁進士劉介、三女季藻、嫁進

士劉億」という記事を引いて、「親」とは、劉承弼(字は彥純)

の二人の子供を指してゐるとして述べる(『楊万里集箋校』第九冊

五〇五八「箋証」の〔六〕)。なお、『誠齋集』卷七四「遠明樓

記」には、「後十年、予宦江東。予之倩安福劉介以書來」とあつ

て、劉介が娘婿であると言及してゐる。

(51) 『誠齋集』卷一一「答万安趙宰」に、「旧苦臂痛、偶二子皆

之官、無分勞者、罷於書問。旧疾復作、不能執筆、敬請女壻陳

丞代書」とあって、陳經に代筆させていたことがわかる。この

陳經に關しては、『誠齋集』卷一〇九「与権運使」に、「女夫子

修職郎泰寧県丞陳經、贍於學問、工於詞章、臨民廉惠、遇事勤

敏。蚤年登庚戌科第」とあり、『誠齋集』卷八三「周子益訓蒙

省題詩序」に、「吾倩陳履常、示予以其友周子益訓蒙之編」と

あるなど、『誠齋集』に度々登場する。なお、陳經の出身地は、

前掲傅璇琮「宋登科記考」下、紹熙元年の科舉合格者の

陳經の項に掲る(一一二頁)。

(52) 『誠齋集』卷一〇五「与福州安撫葉枢密」に、「大兒長孺之妻

兄・承直郎澧州推官吳璪、(中略) 其父公叔与某一再同官、事

契甚厚。而某更仮守高安日、此郎為戶掾、極賴其助」とあり、

また同書同卷「与鄭枢使」に、「大兒長孺之妻兄・承直郎澧州

推官吳璪、公叔監丞之子也。(中略) 某更仮守高安、此郎為戶

掾、甚得其助、首以京削薦之。未幾、某再入道山、遂令長孺娶

其女弟」とある。また、吳璪の家系については、『誠齋集』卷

一〇八「与范侍郎」に、「大兒長孺、有妻兄澧州推官吳承直蹕、

建炎尚書表臣之孫、隆興監丞松年之子也」と述べている。

(53) 『誠齋集』卷一〇三「焚黃祝文」、(同名のものが四通) 「回贈

先祖焚黃承務郎文」「先考焚黃進贈通義大夫」「先通奉焚黃文」。

なお、パトリシア・イーブリー氏は、宋代の宗族は族產などを

有する組織だった高度な段階に達しておらず、祖先祭祀を中心

に結束していたと指摘している(Patricia B.Ebrey, "Early

Stages of Descent Group Organization,"ed.Patricia B.Ebrey &

James L.Watson,*Kinship Organization in Late Imperial China* 1000-1940.California UP 1986,p.27.

(54) 前掲、常建華「江西吉安府の宗族祠廟祭祖」(同氏著『明代宗族組織化研究』上、一八〇・一八一頁)

(55) 辛更儒「年譜」の「妻羅氏」と「妾某氏」の項(『楊万里集箋校』第一〇冊五一五六・五一五七頁)。

(56) 楊萬里的孫や曾孫について、『楊萬里集箋校』附錄四に載る「忠節楊氏總譜(楊万里楊長孺等伝)」に依拠している。

(57) 前掲、胡銓「楊文卿墓誌銘」に、「公歲入束修之貲、以錢

計者才二万、棄鬻太穀、忍饑寒以市書、積十年得数千卷」とあ

る。北宋の事例であるが、葉輝氏は、教学とくに小規模の教學

では、生計が安定しなかつたと指摘している(『北宋文人の経済生活』百花洲文芸出版社、一〇〇八年、一九二〇頁)。

(58) 『誠齋集』卷一一四「詩話」に、「予先太中貧、嘗作小茅屋」

間、而未有門扉」とある。

(59) 前掲、胡銓「楊文卿墓誌銘」に、「紹興甲戌、万里策進士第、

調贛戶掾、再調永州零陵丞、皆侍公之官。每過庭、必曰、儉

則不賄」とある。

(60) 羅大經『鶴林玉露』乙編卷一「住山僧」に、「楊誠齋立朝時、計料自京還家之裹費、貯以一篋、鑰而置之臥所。戒家人不許市一物、恐累歸担、日日若促裝者」とある。

(61) 羅大經『鶴林玉露』丙編卷四「誠齋夫人」に、「東山守吳興、

夫人嘗於郡圃種紵、躬紡績以為衣、時年蓋八十余矣。(中略)

平居首飾止於銀、衣止於紬絹。生四子三女。悉自乳、曰、飢人

之子、以哺吾子、是誠何心哉。」とある。

(62) 「誠齋集」卷九七「官箴」に、「大兒長孺試邑南昌、辭行、問

政於誠齋老人。告之曰、一曰廉、二曰恕、三曰公、四曰明、五

曰勤。因作官箴以遺之曰、吏道如砥、約法惟五。疇廉而殘、疇

墨而怨。兼二斯公、別無公處。三者備矣、我心匪通。茲謂不明、疇

借譖為聽、夙夜惟勤矣、乃克有終」とある。なお、楊長孺の南

昌知事赴任は、前掲「鄒樹榮『楊文節公年譜』」の慶元六年の条、

この「官箴」の題目に対する辛更儒氏の「箋証」を参照。

(63) 清・陸心源『宋史翼』卷二二「循吏」「楊長孺」伝に、「楊長

孺字子伯、別号東山潛夫、以蔭補永州零陵主簿。(中略)累官

至廣東経略安撫使、知廣州事。每對客曰、士大夫清廉、便是七

分人矣。嶺南群吏、獨有長孺清白著于時。(中略)真德秀入對、

寧宗問「當今廉吏、德秀以長孺對」とあり、『鶴林玉露』丙編卷

四「誠齋夫人」には、「東山帥五羊、以奉錢七千緡、代下戶輸

租。其家采椽土階、如田舍翁、三世無增飾。東山病且死、無衣

衾、適廣西帥趙季仁餽綿絹數端。東山曰、此賢者之賜也、衾材

無憂矣。(中略)誠齋・東山清介絕俗、固皆得之天資、而婦道

母儀所助亦已多矣」とある。

(64) 「家訓」は『誠齋集』には入っておらず、「楊万里集箋校」に

『湴塘忠節楊氏總譜』所載文を載せている(『楊万里集箋校』附

錄二「補遺」、第十冊五二一二頁)。小論は、この「補遺」に依

拠している。

(65) 「誠齋集」卷七一「一經堂」に、「世之君子、門戶失守而後以

貲、貯又失守而後以田、田又失守而以書。蓋門戶有寒有炎、而

田与貢有去來、逐之莫去、損之莫取者書也」とある。

(66) 「楊万里集箋校」附録一「補遺」「帶經軒記」に、「楊子將闢

軒於南溪之北涯、其地甚肥而美、可為畦以蔬、而朝夕挾書於斯。

(中略)余曰不然。書者、吾事蔬者、所以萬吾意也。早夜孜

孜、披閱古今、非徒為是曠曠者、而其志在乎鼓舞禹湯文武之事

業、故謂之吾之事。然藏必遜息也、由是寓志於韭菘葵菊之外、

非意也乎。雖事者本也、意則末矣、烏在乎其意也。然學道自洒

掃應對進退、皆足入乎道、雖末也。無害其為本」とある。學問

入門の最初が掃除や人との応対から始めるという道筋は、無論、

朱熹『小学』などに説かれている周知の考え方である。

(67) 前掲「胡銓『楊君文卿墓誌銘』」に、「公歲入束修之貲、以錢

計者才二万、橐鬻太穀、忍饑寒以市書、積十年得数千卷、謂其

子、是聖賢之具焉、汝盍懋之」とある。

(68) このことをめぐっては、周密『癸辛雜識』前集「薦楊誠齋」

に詳細に記されている。この記事の出だしに、「紹興庚戌十月」

とあるが、点校本の『癸辛雜識』の吳企明氏が注釈をつけてい

るよう、「紹興」は明らかに「紹熙」の間違であろう(唐

宋筆記叢刊、中華書局、一九八八年、二四頁註(二))。なお、

この「癸辛雜識」の記事は、辛更儒『年譜』にも、そのまま引

用されている(『楊万里集箋校』第一〇冊五二四三・五二四四

頁)。

(69) 崔英超氏は、周必大の政治姿勢には、「文儒」「辱儒」という言葉を使って、かなり否定的である(前掲『宰相群体と南宋孝宗朝政治』一九〇・一〇五頁)。

(70) 皇帝に対して直に意見呈申できる機会は、北宋時期は「転對」であったが、南宋時期になると「輪對」に変化していった。この変化の過程と意義については、藤本猛『風流天子と「君主独裁制」——北宋孝宗政治史の研究——』(京都大学学術出版会、二〇一四年)「第六章 宋代の転対・輪対制度」参照。

(71) 「誠齋集」卷六九「壬申輪對第一札子」。壬申は乾道八年であるが、この札子がその六月頃のものであることは、辛更儒氏の「箋証」による(『楊万里集箋校』第六冊一九〇九頁、「箋証」〔一〕)。

乾道六年(一一七〇)閏五月だという。

(72) 「誠齋集」卷六九「得臨漳陸辭第一札子」。この「札子」が淳熙元年のものであることは、『楊万里集箋校』(第六冊一九一七頁、「箋証」〔一〕)及び辛更儒「年譜」の淳熙元年の項(『楊万里集箋校』第一〇冊五二〇〇頁)。

(73) 「誠齋集」卷六一「旱暵應詔上疏(淳熙丁未七月十三日上)」。(74) 一二世紀に入つて、大陸中國の研究者は「富民」を宋代地域社会の基礎構造を構成する重要な要素として注目してきている。林文勛・谷更有『唐宋鄉村社會力量与基層控制』(雲南大學出版社、二〇〇五年)、谷更有『唐宋國家与鄉村社會』(中国社会科学出版社、二〇〇六年)、廖寅『宋代兩湖地區民間強勢力量与地域秩序』(人民出版社、二〇一一年)。また、最近、康武剛氏は「富民」を中心とする、「中間層」に関する大陸中國・台灣・日本の研究現状を紹介する一文を公表している(『宋代富民階層研究綜述』『中國史研究動態』二〇一五年第四期)。日本的研究者としては、大澤正昭氏が「蒙民」という言葉を使用しながら、こうした「富民」の存在意味を追究してきている(『主張する(愚民)たち』角川書店、一九九六年、「女親分もいた」『歴史家の窓辺』上智大学史学科編、ぎょうせい、二〇一三年、「唐末から宋初の基層社会と在地有力者——鄉土防衛・復興とその後——」『上智史學』五八、二〇一三年)。なお、趙師舜は、確かに淳熙十一年に吉州の知事となつてゐる(『万曆吉安府志』卷三「秩官表」)。

(75) 「誠齋集」卷六五「與張嚴州敬夫書」。この書簡作成の日時は、『楊万里集箋校』第六冊二七八四頁、「箋証」〔一〕によると、

(76) 石起宗の他は、挙例順に霍範・周必正・王公袞・莫濬・張默・孫逢吉・李誦・余紹祖・左昌時・胡思成・孫逢辰・李大理・曾三復・徐徹・趙彥恂・王濱・陳字・盧宜之・蘇渭・鄭隕・趙善佐である。

(77) 「誠齋集」卷一一「与湖廣總領林郎中」。この文章は、『楊万里集箋校』第八冊四二四九頁の「箋証」〔一〕によると、嘉泰元年に作成されている。韓亞卿に対する書簡は、同書同巻に「与淮西韓總領」と題して所収。韓亞卿の淮西總領所への赴任時期は、『楊万里集箋校』第八冊四二五三頁の「箋証」〔一〕を参照。趙彥璽に対する依頼文も同書同巻に「答吉州趙倅」として所収。和羅の弊害に関しては、「千慮策」の「民政」上でも、既に指摘しており、楊万里は、かなり早い段階から、この弊害に関心を寄せていたと思われる。

(78) 岡元司『宋代沿海地域社會史研究』(汲古書院、二〇一二年)、第八章「南宋期の地域社會における『友』」。

(79) 于北山『楊万里交游考略』(『中華文史論叢』一九八一年第一輯)。

(80) 曾恬との出会いは、『誠齋集』卷一三〇「端溪主簿曾東老墓誌銘」に記されており、『誠齋集』卷九八「跋趙大年小景」には「予故人曾禹任」とある(禹任は曾恬の字)。また、淳熙元年(一一七四)、漳州知事に任命されたが、待闈のために帰郷したとき、曾恬は迎えに出ているが、「故人曾禹任邀我」と記されている(『誠齋集』卷九八「跋浯溪晚月錢塘晚潮一軸」)。

(81) 「誠齋集」卷三「和易公立投贈之句」に、「日者論文各少年、中間歲似風旋。老來畫冊惟生睡、裏許生涯未苦賢。云々」とあり、少年時代の勉強ぶりを懐かしんでおり、その学友が易公立であると思われる。なお『楊万里集箋校』第一冊一八二頁

の「箋証」〔二〕に「易公立、應為誠齋少年學友、事歷未詳」とあって、易公立がどのような人物なのか判明しない。

(82)『誠齋集』卷七一「水月亭記」に、「始予之少也、貧且拙。拙故多不合、貧故寡與。以與者之寡、而不合者之多、故無友。年二十有一、乃始得友吾彥純。彥純之為人、非今之所謂為人者也」とある。

(83)『誠齋集』卷二「中秋前兩日別劉彥純・彭仲莊於白馬山下」題名につけた辛更儒氏の「箋注」には、周必大『文忠集』卷五二「劉彥純和陶詩後序」と『誠齋集』卷七九「彭少初字序」を引いて、兩人とも科挙に合格できなかつたという。

(84) 註(50)を参照。

(85)『誠齋集』卷七一「石泉寺經藏記」に、「下泳蕭民望、甚賢而喜士。尤嗜蓄書、（中略）今年友人彭仲莊來、民望寄声於予」とある。この文章が、淳熙三年の作であることは、『楊万里集箋校』第六冊三〇一九頁の「箋証」〔二〕を参照。この時期、彭仲莊と遣り取りした詩は、『誠齋集』卷七に「和彭仲莊對牡丹止酒」と題して二首が載つてゐる。

(86)『誠齋集』卷七九「彭少初字序」に、「吾友安福學者彭仲莊、少同學且同志、中間合而離、離而合者三十年。余既帰耕南溪、得仲莊為族人子弟師」とある。また、『誠齋集』卷七四「不欺堂記」には、「吾友安福彭湛少初、重趼触熱、走百有二十里、訪予於南溪之上」とある。引用文の彭湛が彭仲莊の子供であることは、『楊万里集箋校』第六冊三〇八二頁の「箋証」〔二〕を参照。

(87)『誠齋集』卷七七「送劉景明游長沙序」に、「始予生二十有一、自吉水而之安成、拜今零都大夫公劉先生為師、而友於劉子彥純。一日、彥純与客過我。客年甚少、身偉且長、舉酒百醡皆盡、叫呼大笑。坐上索紙筆、為古文辭詩章、百千言頃而就、飄然不可

靡羈。予驚且奇、問之、則劉其姓、景明其字、亦劉先生之門弟也」とある。劉浚の科挙合格は、この題名に関する「箋証」〔一〕に記されているが、前掲「傅璇璚」主編『宋登科記考』の乾道二年の名簿には載つていない。

(88)『誠齋集』卷七九「似刻老人正論序」に、「吾友安福李子賢、自紹興丁卯、與予同學於清純先生之門。是時予與賢十歲、與賢長身玉立、大冠如箕。喜滑稽、善談笑。予每閉齋房呻藁簡、勸心斬肺於文字間、若痴若迷、若癪若病、無以自拔。此身於蠹魚蛩火之林、與賈剥啄竹戶、一見則抵掌絕倒、如見何平叔、衛叔宝。予幽憂昏之病、不知艱然去体也」とある。また、この文章には李燧が子供の縁で官職を与えられ、特奏名を与えられたが拒否したたるので、彼自身は科挙に合格できなかつたのである。

(89)『誠齋集』卷一に、「謁張安國」と題する律詩が載つてゐるが、それは張孝祥（字は安國）に会つたことを詠じたものである。その時期は、『楊万里集箋校』第一冊四三頁の「箋証」〔一〕によると、隆興二年に楊万里が臨安に赴いたときだという。このとき、張孝祥も行在に赴任している。なお、「箋証」において、最初の出会いを楊万里が贛州司戸參軍として赴任する前であることはともかく、それを張孝祥が彈劾にあつて、中書舍人を辞める紹興二九年以前とするのは時間が空きすぎている。なぜならば、紹興二四年以後、楊万里が行在に滞在していた記録はないからである。

(90)『鶴林玉露』甲編卷一「誠齋謁紫巖」に、「楊誠齋為零陵丞、以弟子札謁張魏公。時公以遷謫故、杜門謝客。南軒為之介紹、數月乃得見」とある。『誠齋集』卷七一「怡齋記」によると、乾道二年（一一六六）、長沙まで出掛けて張栻と交流している。また、楊万里と張栻の良好な関係は、『鶴林玉露』甲編卷六「南軒諫虞丞相」からも窺われる。

(91) 『誠齋集』卷九七「張欽夫画像贊」。

(92) 『誠齋集』卷一〇一「祭朱侍講文」に、「嗚呼、我未識公、得之欽夫」とある。

(93) 〔93〕『誠齋集』卷七九「益齋藏書序」に、「予於朝廷最未至。故雖

与天下之英俊并游、然閱三數月、識其面未遍也。(中略)一日除書下、遷大宗正丞尤公延之為秘書丞。吾友張欽夫悅是除也、曰、此真秘書矣。予自是延之之賢、始願交焉。然亦未始解欽夫之云之意也。既與延之還往日久、既同為尚書郎、論文討古、則見延之於書靡不觀、觀書靡不記。至於字画之叢殘、日月之穿漏、歷歷舉之無竭、聽之無疲也。余於是始解欽夫之意。云々」とある。楊万里と尤袤とが誥謹を言い交わす間柄であったことは、

羅大經『鶴林玉露』丙編卷六「尤楊雅謹」に記されている。

(94) 〔94〕唐德明に關しては、『楊万里集箋校』卷九七「張欽夫画像贊」の「箋証」〔1〕に、「張欽夫画像、張栻卒於淳熙七年。唐德明、誠齋紹興三十二年在永州相識之友人、名人鑑」とあり、彼との交流は、『誠齋集』卷一に載る幾つかの詩によつて知られる。彼の履歴に關しては、『楊万里集箋校』卷一「題唐德明秀才玉立齋」題名に対する辛更儒氏の「箋証」に記されている。蕭東夫に關しては、『誠齋集』卷八一「千巖摘稿序」に、「吾友蕭東夫、余初識之於零陵」とあり、鄧定に關しては、『誠齋集』卷一二六「鄧應可墓誌銘」に、「應可鄧氏、諱定、應可其字也。

豫章新吳人、(中略)予与應可皆江西人、且嘗同僚於永州、欽甚」とあり、劉琥に關しては、『誠齋集』卷一七「劉國礼伝」に、「余故人劉琥字国礼、武臣也。始余為永州零陵丞、國礼監戶部贍軍酒庫。居相近情相好也」とある。

(95) 〔95〕『楊万里集箋校』卷三八卷頭に載る辛更儒氏の「按語」によると、この巻は慶元二年(一一九六)冬から慶元五年(一一九九)に至る間、吉水で作られた詩が載つているといふ。

この巻の「除夕留子上・伯玉・子西小酌」と題する律詩は、楊子西・楊伯玉・楊子西といった族人との飲酒をうたつたものである。

(96) 『誠齋集』卷一二六「鄧應可墓誌銘」。

(97) 『誠齋集』卷八〇「約齋南湖集序」に、「初、予因里中浮屠德璘、談循王之曾孫約齋有能詩声、余固心慕之」とあって、郷里の僧侶の仲立ちで宗室の人間と知り合つたといふので、当然、仲立ちをした僧侶とは付き合いがあつたといふのであるう。

(98) 江西に貶謫された呂祖儉の年次やその理由に關しては、市來津由彦『朱熹門人集団の研究』(創文社、一一〇〇二年)三九九・四〇〇頁参照。

(99) 〔99〕『鶴林玉露』甲編卷一「仕宦歸故鄉」に、「歐陽公居永豐員之沙溪、其考崇公葬焉、所謂瀧岡阡是也。厥後奉鄭夫人之喪歸合葬、載青州石鑄阡表。(中略)然公自葬鄭夫人之後、不復歸故鄉。其作吉州學記云、幸余他日、因得帰榮故鄉。將見吉之士、皆道德明秀、而可為公卿。問於其俗、而婚喪飲食、皆中禮節。

(中略)雖有此言、而迄不踐。樂頌昌山水、作思頌詩、退休竟ト居焉。前輩議其無回首敝廬、息閑喬木之意。近時周益公歸休、尹直卿以詩賀之云、六一先生薄吉州、帰田去作頌昌游。我公不向螺江住、羞殺青原白鷺洲」とある。

(100) Robert Hartwell, "Demographic, Political and Social Transformations of China, 750-1550," *Harvard Journal of Asiatic Studies* 42.2, 1982.

(101) 〔101〕この“Problematizing the Song-Yuan-Ming Transition”に題する文章は、ポール・スミスorチャーチル・トマス・クラーク(Richard von Glahn)の編修による *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History* (Harvard U.P., 2003) の「導論(Introduction)」である。なお、この書物の詳細な紹介と批評は、中島楽章氏が行つてゐる(『中国――社会と文化――』

二〇号、二〇〇五年）。南宋時期の「地方化」に関しては、小島毅氏が一般向けの書物『中国の歴史（中国思想と宗教の奔流』七（講談社、二〇〇五年）「第六章 士大夫の精神」で論じ、近年の論考「思想史から見た宋代近世論」（渡邊義浩 編『中国史の時代区分の現在』汲古書院、二〇一五年）にも触れている。

(102) 拙稿「宋代の『諭俗文』」（宋代史研究会編『宋代の政治と社会』汲古書院、一九八八年）、「宋代地方政府と民衆——真徳秀を中心として——」（『研究論集』一〇、河合文化教育研究所、二〇一二年）、拙訳註書『宋代地方政府の民衆善導論』（知泉書館、二〇〇九年）「『琴堂諭俗編』解説」。

(103) 私は、南宋初の混乱を地域社会の観点から論じたものとして、王庭珪や胡銓の事例を取り上げている（前掲拙稿「宋代吉州の胡氏一族について——胡銓を中心にして——」「北宋末南宋初吉州の士人における家族と地域社会をめぐって——王庭珪を事例として——」）。青木敦氏は近著の中でもとくに南宋の吉州を事例として、秩序が必ずしも安定していないかつたと指摘して、それが地方官の民政に対する積極的な姿勢を生み出していると論じている（『宋代民事法の世界』慶應義塾大学出版会、二〇一四年、「第九章 聞う民政官」）。

(こばやし よしひろ 東海大学文学部特任教授)